

カナダ
アメリカ

夫婦財産法の一断面

——学位・免許・資格などは夫婦財産か——

村
井
衡
平

目次

- 序説
 - 第一章 新しい財産
 - 第二章 カナダの事情
 - 第一節 オンタリオ州
 - 第二節 ブリティッシュ・コロンビア州
 - 第三節 アルバータ州
 - 第三章 アメリカの事情
 - 第一節 夫婦財産と認めないもの
 - 第二節 夫婦財産と認めるもの
- 総括

夫婦財産法の一断面 村井

(三三五) 一一三

序 説

カナダ諸州においては、夫婦の財産関係を規制するため、「妻所有財産法」、「夫婦財産法」、「婚姻財産法」などと名付けられる法律が設けられ、⁽¹⁾その中で、婚姻の解消その他の一定の場合に、これらの財産を平等の割合で分配 (equal sharing of property) させる旨を定めている。たとえば、オンタリオ州では、一九七八年三月三十一日より施行された「家族法改正法」(The Family Law-Reform Act) の第四条・一項ないし四項によれば、婚姻無効判決が云渡される⁽²⁾とき、または夫婦が別居して、同居を回復する合理的な期待が存在しないとき、裁判所は、家族財産 (Family Assets) をときに応じて、平等または不平等に分配する権利を与えられる。⁽²⁾そして、同条・五項によれば、「本条の目的は、夫婦関係に固有なものとして、家族の福祉のため、財政上または他の方法での夫婦による相互的な寄与が存在し、それは婚姻の解消に当って、夫婦各自に家族財産の平等な分配をうける権利を与えることを認めることにある⁽³⁾」として、ここにいう家族財産とは、「裁判上の裁量を伴う特有財産」と「分配の据え置かれた特有財産」制度を混合したものであって、⁽⁴⁾配偶者または未成年の子供によって家族の目的のために使用される夫婦の双方または一方の財産を意味している。さらに一九八六年三月一日より施行された「家族法典」(The Family Law Act) によれば、第四条に夫婦の「純家族財産」(net Family Assets) と「概念を新しく採用し、⁽⁵⁾第五条では、一定の場合に純家族財産を夫婦に平等に (equally) 分配する旨を定めてくる。

ここではオンタリオ州についてみたが、ニューブランズウィック州⁽⁶⁾、ニューファンドランド州⁽⁷⁾、ノバスコシア州⁽⁸⁾、

プリンス・エドワード・アイランド州⁽⁹⁾、マニトバ州⁽¹⁰⁾、サスカチュワン州⁽¹¹⁾、アルバータ州⁽¹²⁾として、のちに少し詳しく触れるように、ブリティッシュ・コロンビア州も同様の事情を示している。つまり、現在では、カナダ諸州において、婚姻の解消その他の場合に夫婦財産を衡平に分配 (equitable distribution) するのが原則となっているといつてよい。

右のような事情を前提として、本稿では、博士 (doctor)・修士 (master)・学士 (bachelor) のような学位ないし称号や専門の免許 (Licence)・資格 (certification) などが右にいう分配の対象になる夫婦財産に含まれるのかどうかを問題にする。若い男女が婚姻中にその一方―夫が大学を卒業して学士号を得るため、さらに医師などの免許・資格を得るため、他の一方―妻が継続して経済的な寄与 (contribution) をしてきたとき、夫がその目的を達成して、夫婦の生活を支えるための収入を得ることができるようになった。その直後の早い時期に、妻の申出によって婚姻が解消されるに当たっては、これらの学士号や免許・資格などを分配の対象となる夫婦財産と判断して、長年にわたって寄与してきた妻は、その評価額について、原則として平等の割合で分配をうける権利があるのかどうかの問題にはかならない。立場が反対の場合も同じである。これは最近になって浮び上ってきた現象であって、アメリカでも「医学生症候群」(medical students syndrome) として知られるようになった。⁽¹³⁾ このような問題について、カナダ諸州の法律には何も規定が存在しないので、もっぱら判例をめぐって検討を進めていくことになる。

(1) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学一九卷二号四三頁以下。

- (2) R. S. O. 1980. vol. 3. pp. 111—112.
- (3) R. S. O. 1980. vol. 3. p. 112.
- (4) 村井・前掲論文一〇七頁。
- (5) S. O. 1986. ch. 4. pp. 6—9.
 戸籍法上の親家族成員としての村井・前掲論文一〇六頁—一〇七頁。
- (6) Marital Property 夫婦財産制 (in equal shares)° The Marital Property Act. S. N. B. 1985. ch. 4. s. 3 (1)°
- (7) Matrimonial Assets 夫婦財産制° The Matrimonial property Act. S. N. 1986. ch. 46. s. 19(1)°
- (8) Matrimonial Assets 夫婦財産制° An Act to Reform the Law—Respecting the property of Married persons. S. N. S. 1980. ch. 9. s. 12(11)°
- (9) Family Assets 夫婦財産制° The Married Women's Property Act. R. S. of P. E. I. 1974. ch. M-6. s. 5(1)°
- (10) Assets 夫婦財産制 (equally)° An Act respecting the capacity, property and Liabilities of Married Women. R. S. M. 1970. ch. M70. s. 12.
- (11) Matrimonial property 夫婦財産制° An Act respecting the Possession and Distribution of property between Spouses. S. S. 1983. ch. 80. s. 21(1)°
- (12) all the Property 夫婦財産制 (just and equitable)° The Matrimonial property Act. R. S. A. 1980. ch. M-9. s. 7(3)°
- (13) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. O. voll. XVI. p. 300. (1983)

第一章 新らしい財産

最近にいたるまで、カナダにおいて、学位や専門の資格・免許などは財産として扱われなくて、単に扶助料支払の手段で利用できる収入源の一つとして考えられるにすぎなかった。妻はこれに対して、婚姻破綻による財産分配にこれを含めるべきことを強く主張し続けてきた。このような事情のもとで、諸州の裁判所は、学位や専門の免許・資格などを、通常の場合、夫がそれらを取得するについて妻が援助してきたとき、分配されることのできる夫婦財産の一項目として扱うのか、またはより一般的にみて、かかる項目は夫婦が生活費を得るための手段の中の一つの要因としてのみみるか、どこでもなやんできた⁽¹⁾。そして、比較的最近にいたるまで、裁判所は、これらを分配されることのできる財産として扱うことを望んでいなかった。その理由として、これらが形を具えていないこと、譲渡性のないこと、そして経済的に評価するのが困難なことなどが数えられた⁽²⁾。だが、現在では、婚姻破綻のときに夫婦各自の所有する各種の重要な法律上の利益 (legal interest) は、婚姻家屋 (Matrimonial Home) のような有形財産 (tangible goods) とは別に、「新らしい財産」 (New Property) という名前でよばれる傾向を示している。チャールズ・ルイチ氏は、この問題について、次のように指摘している。すなわち、富 (wealth) が次第次第に有形財産よりはむしろ、権利または身分という形をとるようになってきた。かくして、個々の職業は、それが彼に収入を得る源を確かなものにし、かつ、彼に有形財産を取得させることができる。彼にとって最も価値のある資産にちがいない。財産とは、私権の創設および保護のうえに基礎をおく一つの法律上の制度である。専門の免許

・資格のような富は、政府の贈物であるのみでなく、新しい形の財産として当然に保護される私権と考えられるべきだといっているのである。⁽³⁾

かくして、いわゆる無形の財産 (intangible property) としての学位や専門の免許・資格なども、職曆財産 (career assets) として、「新しい財産」に含めて扱う傾向がみられるようになった。⁽⁴⁾ この問題について、アメリカでは論争が続いているようであるが、そのいくつかの州の判例が究極的にはカナダにおいて、先例としての役割を果たすようになったのではないかと思われる。⁽⁵⁾

本稿では右にみたような事情を理解したうえで、まずカナダのいくつかの州について、学位や専門の免許・資格などを判例がどのように判断しているかを検討したのち、アメリカについては、これらを夫婦財産とするのに反対するものと賛成するものに大別して、判例の示すところを説明していくことにしたい。

- (1) N. Balo and A. Bissett-Johnson, Canada: supreme court. Thunder-abortion, Finality of separation agreements, custody and access, J. of Family Law, vol. 27, p. 46. (1988—1989)
- (2) N. Balo and A. Bissett-Johnson, op. cit. p. 46.
- (3) G. Reich, The New property, Yale. L. J. vol. 72, p. 733. (1963—1964)
- (4) Book Review [The New Family and New Property], F. L. Q. vol. XVI, p. 94. (1982)
- (5) N. Bala, Family Law in Canada and U. S. Different visions of similar realities. International J. of Law and Family, vol. 1, No. 1, p. 19 (1987)

第二章 カナダの事情

カナダ諸州の裁判所は、学位や専門の免許・資格などを婚姻の解消に当って分配することのできる夫婦財産 (marital property) として扱うかどうかとくに、夫がそれらを取得しようとするのに妻が寄与したという通常の場合—または、かかる事項は、配偶者の扶養料を定める手続のなかで、一つの要因として考慮する方が適当であるかどうか、なやんできたようである。大別してこのように二つの考え方があるということは、立法上にも反映されている。いくつかの州の夫婦財産法によれば、夫婦の一方が免許・資格を得ようとするのに対して、他方が行ってきた寄与を財産分配に当って考慮されるべき一つの要因として明示したり、またいくつかの州では、配偶者の扶料に関する規定のなかで、右と同様の標準を採用したりする。しかしながら、学位や専門の免許・資格などを明確に「財産」と認める法律は、どの州にも存在しない。本稿ではオンタリオ州およびブリティッシュ・コロンビア州を中心にして、当面の問題が法律および判例によってどのように扱われているか、検討を試みることにする。

第一節 オンタリオ州

一八五九年の「妻に一定の財産権を取得させる法律」⁽¹⁾ (An Act to secure to married women certain Right of property) にはじまる一連の立法を経て、一八九七年の「妻所有財産法」⁽²⁾ (The married women's Property Act) によって、妻の特有財産の概念が創設され、妻の身分が根本的に変更されるにいたった。この結果、妻は未

婚姻人と同様に不動産および動産を所有することができるようになった。婚姻は夫婦各自に新しい財産権を与えることはなく、夫婦は他人であるかのように取り扱われる。⁽³⁾ 降って、一九五〇年の「妻所有財産法」をうけ継いで、一九六〇年法⁽⁴⁾および一九七〇年法⁽⁵⁾が制定された。その間に、「オンタリオ州法律改正委員会・家族法調査プロジェクト」(Ontario Law Reform Commission's Family Law Project)によつて、夫婦財産法の改正として、「分配を据え置く」(deferred sharing)体制を提唱した。⁽⁶⁾ 基本的には、婚姻は特有財産を維持し、婚姻破綻に当っては、利益 (gains) を平等に分配することを含んでいる。すなわち、離婚または夫婦の一方の死亡に当って、婚姻財産 (贈与・相続・遺贈・信託またはセトルメントによつて取得された) は、財産の少い一方からの請求によつて、平等に分配されるというのである。⁽⁷⁾

さらに、本稿の最初に指摘したように、一九七八年の「家族法改正法」⁽⁸⁾ (The Family Law-Reform Act)によれば、「裁判上の裁量を伴う特有財産」と「分配の据え置かれた特有財産」制度の混合したものを採用している。第三条に定める「家族財産」(Family assets)の制度が、⁽⁹⁾ それである。婚姻当事者が彼等の同居中、双方に属するものと考えるプールされた財産 (共同出資の財産) を示すものとして使用され、配偶者または未成年の子供によつて、家族の目的のために一般的に使用される夫婦双方または一方の財産を意味している。⁽¹⁰⁾ 第四条・一項ないし四項⁽¹¹⁾によれば、婚姻無効の判決が言渡されたとき、夫または夫婦が別居して、同居を回復する合理的な期待がないとき、裁判所は、家族財産をとくに応じて、平等または不平等に分配する権利を与えられる。そして、同条・五項⁽¹²⁾によれば、「本条の目的は、夫婦関係に固有なものとして、家族の福祉のため、財政上または他の方法での夫婦によ

る相互的な寄与 (joint contribution) が存在し、それは婚姻の解消に当って、夫婦各自に家族財産の平等な分配をうける権利を与えることを認めることにある」とする。

ついで一九八六年三月一日より施行された「家族法典」(The Family Law Act) では、第四条・一項のなかで新らしく「純家族財産」(net Family property) という概念を採用し、これを次のように定義する。すなわち、「純家族財産は、第二項に定められた財産を除外し、(a) 夫婦の債務および他の責任、ならびに(b) 婚姻家屋以外で、婚姻の日現在で計算した夫婦の債務および他の責任を控除したのち、夫婦が婚姻の日現在に所有した財産を控除したのち、評価の日に夫婦各自の所有するすべての財産の総額をいう」とする。⁽¹³⁾ さらに、第五条は「純家族財産の平等化」(Equalization of net family properties) と題して、第二項で次のように規定している。「離婚判決が言渡され、もしくは婚姻の無効が宣言されるとき、または夫婦が別居し、かつ、同居を回復することが合理的に期待できないとき、夫婦のうち純家族財産がより少ない方 (The Lesser) は、それらの間の差額の半分について、権利がある」というのである。⁽¹⁴⁾

右のような事情のもとで、オンタリオ州において、学位や専門の免許・資格などどのように扱われているのか。それぞれ異った趣旨を表明する最近の四つの判例をあげることができる。

- (1) S. C. 1859, ch. 34.
- (2) Bissett-Johnson and Holland, Matrimonial property Law-in Canada. p. 0—4. (1987)
- (3) Bissett-Johnson and Holland, op. cit. p. 0—4-5.

- (4) R. S. O. 1966, vol. 3, ch. 229, p. 59.
- (5) R. S. O. 1970, vol. 3, ch. 226, p. 349.
- (6) 村井「カナタの夫婦財産法」神戸学院法学一九卷二号一〇五頁。
- (7) 村井・前掲論文一〇五頁。
- (8) R. S. O. 1980, vol. 3, ch. 152, p.107.
- (9) R. S. O. op. cit. p. 109.
- (10) 村井・前掲論文一〇七頁。
- (11) R. S. O. op. cit. pp. 110—111.
- (12) R. S. O. op. cit. p. 111.
- (13) R. S. O. 1986, ch. 4, p. 619.
- (14) R. S. O. op. cit. p. 619—11.

□ 寄与は扶助料の支払いによって賠償される。

Keast v. Keast (一九八六)⁽¹⁾事件はこの趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九七〇年四月にいずれも二十四才で婚姻したが、妻はすでに看護婦の資格を取得していた。彼女は、一九六八年秋にカルガリーの病院で看護婦の職につき、一九六九年一月にロンドンに戻って、ビクトリア病院で一九七〇年四月まで働いていたが、婚姻後は退職するつもりであった。一方、夫は婚姻当時、理学修士を取得し、一九七〇年春にはハイ・スクールの

教師の免状を得ていた。そして、同年九月にロンドンのセコンダリー・スクールで科学の教師となった。最初の給料は年約八、〇〇〇ドルであった。一九七二年頃、夫婦はお金を貯め、共同の名義で快適な新家屋を二四、二一〇ドルで購入した。代金のうち一、七六〇ドルは貯金でまかない、残額は家屋を抵当にして銀行より借金した。その後、一九七五年三月までに二人の子供が生まれ、典型的なカナダの核家族となった。だが、夫は教師の仕事にあきならず、科学の勉強を続けるか、できれば医師になりたいと考えた。一九七〇年代の後半、妻はかかる夫の希望を励まし、支持したことは疑の余地がない。一九八一年に夫はクイーンズ大学に入学した。そこで、妻もキングストンで看護婦の職を得れば、一家で移転することにしたが、職がなく、夫は単身で移転した。妻は一九八一年十月にシヤトー・ガーデン看護婦宿舎に専任の夜間管理人として、年約二四、〇〇〇ドルを得た。だが、その後、約三年の間に夫婦は互いに感情的に疎遠になり、一九八四年六月に完全に別居するにいたり、妻は離婚の訴を提起した。

別居当時、妻は肉体的にも精神的にもきわめて悪い情況に落ち入っており、仕事からも解任されてしまっていた。一方、夫は、一九八五にクイーンズ大学を卒業し、二年間の専門医学実習期間 (Family practice program) に入った。最初の一年間に二六、〇〇〇ドル、翌年には三二、二〇〇ドルの収入を得ると予想される。

州地方裁判所は、夫婦が共同で購入した家屋の売却代金四九、二七八ドル三四セントについては、各自が半分の権利―つまり、二四、六三九ドル一七セント―をもつものとする一方において、妻の夫に対する寄与については賠償的な補償 (compensatory allowance) を与えるのが裁判所の職務であるとし、妻の一生涯、毎月六〇〇〇ドルに加えて、一九九〇年以降の十年間、毎月一、〇〇〇ドルを支払うよう夫に命じた。

当面の問題である学位や専門の免許・資格などが一九八六年の「家族法典」にいう「純家族財産」と認められるならば、第五条の規定が適用されるはずのところ、裁判所はこれらが財産を構成するかどうか、決定することを回避し、いわば扶助料の問題に転化してしまったわけである。扶助料については、同法の第三十三条・一項に、⁽²⁾「裁判所は、申請にもとづいて、ある人に、彼または彼女の扶養家族 (dependants) のために扶助料を支払うべきことを命令し、かつ、扶助料の額を決定することができる」と定め、さらに同条・九項では、「額および期間を決定するに当って、もしあるならば、裁判所は、必要に応じて、以下のものを含むすべての事情を考慮するものとする」とし、(a)ないし(m)にそれらの事情を列挙している。そのうち、(b)では、「扶養家族および被告が将来において所有する見込のある財産 (assets and means)」をあげ、(j)では、「被告の潜在的な職歴 (career potential) を実現するために被告によってなされた寄与 (contribution)」を明示する。

本件において、夫の将来の職業に対する妻の寄与があった事実を認定したうえ、賠償的な補償として扶助料を与えるのが適当と判断し、その判断に当っては右の規定が基礎になったものと思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 1. p. 401.

(2) R. S. O. 1986. ch. 4. pp. 24—27.

□ 財産ではあるが、交換価値がないから、分配の対象にならない。

Christess v. Cortless (一九八七) 事件が⁽¹⁾この趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九七三年に婚姻

した。婚姻当時、妻は学士号を得ており、夫はウエスタン・オンタリオ大学ロー・スクールの三年コースの二年を終了したところであった。妻は外で働き、夫もロー・スクールを卒業し、弁護士試験をパスした。そして、ブラントフォードで法律事務所の一員となった。妻は、一九七六年から一九七八年まで不動産代理人 (Real Estate Agent) としての控えめではあるが、有益な職曆ののち、製図、スケッチ、デザインを勉強しながら、パートタイマーとして書店で働いた。彼女はその後、進物用品を製造・販売する会社を設立した。

右のような事情のもとで妻が離婚の訴を提起し、次のように主張した。すなわち、夫が彼の弁護士業務 (Law practice) のなかでもっている利益を評価するについて、裁判所は、①夫の学士号、および弁護士業務を行う権利は資産として考えられるべきであって、その価値は夫婦に帰属すべきものである。②夫の利益を評価するに当っては、業務は進行中であり、かつ、将来の収入を産む可能性をもっているという事実を考えて、「使用されている」(in use) 価値という方法を採用すべきだというのである。夫はこれに対して、①彼の学士号および弁護士業務を行う権利は、単に個人的なものであって、何の価値もないし、②さらに、彼の仕事は、彼が事務所をやめたときに彼がうけ取るべきものに限って評価されるべきであると反論した。

統一家庭裁判所 (Unified Family court) はこれに対して、次のように判断した。すなわち、夫が弁護士業務を行う権利は、彼がアッパー・カナダ法律協会の会員となることを許可されたことに由来しているけれども、彼の会員としての資格は、学士号と同様に単に個人的なものであって、しかも法律によって、他の何人にも護渡することはできない。しかし、これら二つの財産は、「家族法典」第四条の意味での財産として適格であることは疑いなし

いというのである。このように、裁判所は、学位や専門の免許・資格などを財産であるとしながら、譲渡性―交換価値のないことを理由に分配の対象にならないと判断し、妻の請求を斥けている。参考のため、妻の申請した鑑定人によれば、夫が弁護士業務を行うことができる権利を離婚時で評価すれば、三一五、〇〇〇ドルとされたが、裁判所は最終的にこれを六五、七一七ドルと認めた。

(一) R. F. L. 3d. vol. 5. p. 256.

Menge v. Hedge (一九八七)事件^(一)も同様である。この事件において、夫婦は一九八〇年に妻が先夫との離婚判決を得たのちに婚姻した。双方とも婚姻前に医科大学を卒業していた。妻のインターンは子供の出産のために遅れ、一九八三年まで開業の免許を得られなかった。その間、夫は一九八二年まで、バーリントンにあるジョセフ・ブランド病院の急救治療室で働き、さらに同月、ハーガービル病院の急救治療室でパート・タイムで働き、さらに同年秋にはハミルトン総合病院で心臓血管外科 (cardiovascular surgical) の助手として勤務し、現在にいたっている。ところで、一九八四年に夫婦間に不和が生じ、一九八五年に夫は婚姻家屋を去り、妻も一年後にそこを出た。彼等の別居に先立って、夫は妻の開業を助けるため、ある建物を買収し、診療室 (medical office) として改装しつづつあった。しかし、妻は、家賃および費用の償還の問題を未解決のまま、そこから去ってしまった。婚姻時に夫の所有する全財産は、婚姻前に購入した家屋を含めて、九五、七八二ドルであった。夫はまた、家屋の購入のために父より借用した四三、五七四ドルの債務を負っていた。妻の婚姻前の財産は一一、七〇〇ドルの赤字であった。

離婚手続において、夫は子供の監護を要求し、また双方は、家族法典のもとで彼等の財産を決定してくれるように請求した。そこで、争点の一つとして、夫婦の医業 (medical practice) は財産としての価値をもつのかどうか、もつとすれば、どのようなものが問題となった。

統一家庭裁判所は、これについて次のように判断している。すなわち、学士号というものは、多かれ少なかれ、権威のある機関による公式の承認—ある個人が与えられた分野でのある教育課程を終了した旨の—にすぎない。それは単に証明書の性質をもつにすぎない。それは個人の学問研究の範囲を承認する便宜上の方法をなしている。夫婦双方は、学士号が法律の意味する財産でないことは認めていた。双方は他方において、専門的な業務は財産と考えられるとする点で一致していた。しかし、裁判所の見解によれば、これは余りにも広すぎる。家族法典の意味する財産上の利益となるために要求されるのは、各個人が不動産または動産に関する権利を取得することである。医業とは何であろうか。医師の診療室として計画された場所を占領する特定の患者の一群—これらの人達の誠実さは保証されている—のことなのか。この場合に、かかる営業権 (good will) は計量できる財産であり、売りに出されることのできる動産である。医業は、医師としての仕事のために必要な受取勘定、ある種の家具および設備によって成り立っているのであるか。さらに、これらはある種の市場価値を与えられた動産として記述されることができる。正当に資格を与えられた医師が仕事を開始するが、何の財産も所有しないで、単に彼の看板を出すことによって財産を作り出すのであろうか。答えはノーである。専門的な業務—ある資格にもとづいて築積された財産を意味する—は財産を構成する。しかし、本件で問題となっている業務の性質上、彼等は営業権をもっておらず、収

入は単に医師としての訓練の結果にすぎないから、財産としての価値を有しないというのである。

(1) R. F. L. 3d. vol. 8. p. 225.

三 歯科医師の免許は財産である。

Caratun v. Caratun (一九八七) 事件はこの趣旨をのべている。婚姻財産の定義を有効に拡張して、そのなかに職曆財産を含める草分け的な判例の一つといわれる。⁽²⁾ この事件において、夫婦は一九七六年十一月にルーマニアで婚姻し、一九七八年の中項、二人は九〇〇ドルを手にしてカナダに到着した。夫は歯科医師の免許を得るための勉強を開始した。妻は十カ月以上の間、ユダヤ人援助補助金 (Jewish Aid Grant) を一、〇〇〇ドルうけ取り、八月に子供が産まれたのちは、一九七九年六月に週給一五〇ドルで十一月まで、フォードの工場で職を得た。一九八〇年、妻は家計を助けるため、美容院とか、ベビーンッターなどの職に従事した。一方、この頃、夫ははじめて、週末および夕方にレストランで皿洗いやウエイターの仕事を得た。一九七九年十二月に、夫はトロント総合病院に一八、〇〇〇ドルの給料で雇われた。そして、引続いてオンタリオで歯科医を開業する免許を得るための受験に努めた。また、妻は週給一七五ドルでヘアー・ドレッサーの仕事をしていた。一九八一年五月に夫は歯科医の免許を得たが、そのための費用として約四、三〇〇ドルが必要であった。彼等はきわめて質素な生活を送っている。

一九八三年六月に、夫は三二、六〇〇ドルの銀行ローンの助けを得て、二八、五〇〇ドルで歯科医を開業した。その後、同じ歯科医の免許をもつある婦人と知り合い、同居し、婚姻する計画である。妻は一九八四年にこの関係

を知り、離婚の訴を提起し、扶養料および夫の歯科医の免許および開業する権利について彼女のもつ利益を請求した。

妻の請求に対して、州高等裁判所は次のように判断している。すなわち、原告である妻は、一九八六年の「家族法典」のもとで、夫の専門的な免許も含めて、夫婦の「純財産」の平等化を求めている。家族法典の多くの規定は、夫が免許を取得するために妻の行った寄与について賠償をうけるための方法を明らかにしているように思われる。

ここで、妻は、彼女の与えたサービスおよび寄与を法定信託 (constructive trust) という方法で回復する権利がある。夫が収入を得る能力は、ある程度まで、彼の婚姻前の訓練と技術に由来しており、それについて、妻は何も寄与していない。妻の寄与は財政的にはわずかであったが、夫の教育費を支払うことを可能にした。夫の免許についての妻の寄与は三〇、〇〇〇ドルと評価される。また、妻には一時払いの扶助料として一五、〇〇〇ドルおよび一九八六年十一月より、子供と面接する費用として毎月五〇〇ドルの支払いをうけるものとするというのである。

ところで、ニューヨークの弁護士リチャード・ゴードン氏によれば、アメリカの経済学者たちは専門的な資格を財産として評価するとき、三段階の方法をとることで意見が一致しているという。まず、専門的な資格によって収入を産むことが期待される期間を見積ることによって、可働年数を算定する。だが、専門家は六十五才をすぎても働くことができるべきであるから、六十五才までとする政府の表は余りにも保守的である。つぎに、所得の基礎を決定する―最初の一年間に専門家が稼ぐと思われる純収入―を決定し、さらにインフレーション、生産性および昇進を考慮に入れ、将来に向けて計画する。最後に、計画された総額を、生じることが予想される利息を考慮して、

現在の価値に減額するというのである。⁽²⁾

右のような方法に対して、オンタリオの弁護士カレン・セリック女史が次のように大きな疑問を投げかけている。すなわち、もしこの方法がオンタリオの裁判所で採用されたならば、その結果はおどろくべきもので、多分、専門的な免許を財産に含めることを支持する人々をぞっとさせるにちがいないという。そして、次のような例を提示している。一九八〇年一月一日に婚姻し、一九八八年一月一日に別居したと仮定しよう。夫は五十才で婚姻し、歯科医の免許をもっており、婚姻前はそれによって収入を得ていて、一九九五年十二月三十一日に六十五才で退職するつもりである。彼の婚姻時の純収入は五〇、〇〇〇ドル。簡単にして、収入は毎月ではなく、毎年の十二月三十一日に得て、毎年三パーセントずつ増加するとする。また、減額率は二・五パーセントとする(オンタリオ法廷規則五三〇〇九による)。これによれば、別居当日の専門の免許の価値は、婚姻の日のそれよりも少額ということになる。その結果、實際上、免許をもたない配偶者は、その差額の半分を、免許をもつ配偶者に支払わなければならないことになり、これはきわめて不都合だというわけである。⁽³⁾

(1) R. F. L. 3d. vol. 9, p. 337.

(2) Lynn, Kelly, American cases show strange results when professional license "Property", the Lawyer's weekly. Dec. 18, 1987. p. 11.

(3) Karen Selick, Pitfalls in professional degree valuable issue, The Lawyer's weekly. March 18, 1988, p. 4.

四 学位は財産ではない。

Linton v. Linton (一九八八) 事件⁽¹⁾はこの趣旨をのべている。この事件において、三十年継続した婚姻生活のうち、五十才の妻が離婚の訴を提起し、家族法典のもとで財産の平等化を求めた。婚姻中、彼女は主として伝統的な主婦としての役目を果してきた。五十三才になる夫は動物生理学で博士号 (doctoral degree) を取得し、最終的には会社の社長となった。妻は、夫の博士号は夫の純財産を決定するに当って考慮に入れるべき財産を構成すると主張し、もしそれが認められなければ、夫の教育および現在の地位について彼女のした寄与にもとづく不当利得 (unjust enrichment) を法定信託という法理で賠償してもらわなければならないとする。妻はまた扶養料を請求する。

彼女は婚姻前の合意にもとづいて、夫と共有のマンションを所有している。それ以外に財産はほとんどない。彼女は年収一六、九〇〇ドルでタイピストの仕事をしており、それ以外の給料はなかった。彼女の提案した予算は、毎月三、六三四ドルであった。夫は一九八八年に約一四〇、〇〇〇ドル稼ぐと期待されている。

右のような事情のもとで、州地方裁判所は妻に離婚判決を与え、夫の博士号は財産ではないとし、夫に二、五〇〇ドルの扶助料の支払いを命じた。そして、その理由を次のように説明している。すなわち、夫の博士号は彼の財産に含められるべきでない。専門的な職業かどうかを問わず、働く権利は、一人一人にとって全く個人的なものであり、他人に譲渡することはできないし、一般的な言葉の意味において、所有権の対象とされることはできない。

学位および免許、そしてさらに広く、働く権利は、すべて個人的な財産としての基本的な極印を具えている。不当利得を理由とする妻の請求は認められない。法定信託は財産に対してのみ行うことができるものであって、将来の

収入に対してはできない。妻は夫の一生、彼から毎月二、五〇〇ドルの扶助料をうける権利があり、もし夫が先に死亡すれば、彼の不動産によることになるというのである。

(一) R. F. L. 3d. vol. II, p. 444.

第二節 フライテッシュ・コロンボ州

一九六〇年の「妻所有財産法」(The Married women's property Act) は第三条において、「妻は、本法に従って、遺言または他の方法により、彼女の特有財産としての不動産または動産を取得・保有・処分することができ⁽¹⁾」旨を定めていた。いぜんとして特有財産 (separated property) の制度が維持されているわけであって、「共有物分割法」(The partition Act)⁽²⁾、「妻保護法」(The wives protection Act)⁽³⁾、および「離婚・婚姻手続法」(The Divorce and Matrimonial causes Act)⁽⁴⁾などがこれを補強していた。ところが、その後、一九七二年の「家族関係法」(The Family Relations Act) によって、いわゆる「裁判上の裁量を伴う特有財産」⁽⁵⁾の制度が認められることになった。

降って、一九七九年の「家族関係法」は第四十三条⁽⁶⁾で、婚姻の解消、裁判上の別居または婚姻取消判決が与えられるときに、家族財産 (Family Assets) は完全に平等に分配される旨を明示した。そして、第四十五条⁽⁷⁾に家族財産を定義し、「夫婦の一方または双方によって所有され、かつ、通常、家族の目的のために夫婦の一方または一方の子供のために使用される財産」と規定している。これは平等の分配を伴う「据え置かれた共通財産」の制度を

採用したともいわれるが、⁽⁸⁾ 実のところ、家族財産として定義される財産の半分の利益を夫婦の一方に付与することを原則とする特有財産の制度であった。⁽⁹⁾ そして、伝統的な特有財産の原則に対する重大な侵害であると指摘される。⁽¹⁰⁾ このようにして、離婚の際に夫婦の一方から他方に家族財産を平等に分配する旨の規定が設けられたわけであるが、当面の問題としている学位や専門の免許・資格などはこれに含まれるのであろうか。含まれるとすれば分配の対象になるが、含まなければ号配の対象にならない。では、ブリティッシュ・コロンビア州ではこの問題がどのように扱われているであろうか。それぞれがった趣旨を表明する五つの判例をあげることができる。

- (1) R. S. B. C. 1960. vol. 2. ch. 233. p. 2583.
- (2) R. S. B. C. 1960. ch. 276.
- (3) R. S. B. C. 1960. ch. 407.
- (4) R. S. B. C. 1960. ch. 118.
- (5) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学一九卷二号八八頁―九二頁。
- (6) B. G. Family Law. p. B—163.
- (7) B. C. Family Law. p. B—170. 171.
- (8) N. Parkinson, who needs the Uniform Marital property? U. of Cincinnati L. R. vol. 55. p. 691. (1987)
- (9) 村井・前掲論文一二四頁。
- (10) K. B. Farquhar: Section 8 of the Family Relations Act. Pacific L. J. vol. 10. p. 171. (1979)

□ 夫の有限責任会社は家族財産である。

Robertshaw v. Robertshaw (no. 2) (一九七九) 事件はこの趣旨をのべている。この事件において、被告—夫は医師であって、税金上の理由で有限責任会社 (Limited Co.) を設立していた。原告—妻は夫の仕事を助け、当初は毎月一、〇〇〇ドルおよび登録退職貯蓄プラン (Registered Retirement Savings plan) のため、毎月二五〇ドルの支払いをうけていたが、その後、毎月一、三〇〇ドルもらっていた。妻は、医業と関連して夫の所有する財産—受取勘定と設備は家族財産であると主張して、その分配を請求した。夫はこれに対して、彼女は仕事について支払いをうけていたと反論した。彼女は妻として (qua wife) 働いていたのではなく、給料の支払いをうける使用人として働いていたのだから、家族関係法の第四十五条・三項(e)または第四十六条にいう「寄与」(contribution) には当たらないという。ところで、第四十五条・三項(e)によれば、「ある事業 Venture における権利、分け前または利益について、金銭または金銭的な価値が、直接または間接に、他方配偶者により、または他方配偶者の利益のために寄与された」⁽²⁾とき、それらは家族財産に含まれるとしている。

ところで、さらに、夫の仕事がここにいる事業に当るかどうかが問われることになった。州地方裁判所は、これに対して次のように判断する。すなわち、第四十五条に使用さされている Venture という言葉は、その通常の意味においては、第四十五条・三項(e)に用いられる多くの Business を充分に含んでいるから、Business を含むものと解釈されなければならない。Business という言葉の通常の意味は、被告の職業 (profession) を含んでいる。したがって、夫の医業と関連して彼の所有する財産は、第四十五条・三項(e)に含まれる。さらに、妻による寄与は、

給料の支払いをうける使用人の権限内であったと主張されるが、しかし、妻が彼女の仕事について支払いを受けたという事実は、合理的にみて充分かどうかの問題と全く無関係のことである。妻は Business の運営に寄与した。彼女の寄与は、それが使用人としての彼女によってなされたがゆえに、考慮されるべきではないという立法部のいかなる見解も、第四十五条・三項(c)および第四十六条に示されていない。したがって、有限責任会社は分配の対象となる家族財産であったと結論している。

(1) K. B. Farquhar, *The New Matrimonial Property Legislation in B. C. The First Year*. U. B. C. L. R. vol. 15, p. 24 (1981)

(2) B. C. Family Law. p. B-170.

㊦ 寄与は家族財産である。

Jackh v. Jackh (一九八〇) 事件⁽¹⁾はこの趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九四七年に彼等の母国ドイツで婚姻した。当時、夫は大学卒業後、彼の専門である診断放射線学 (diagnostic radiology) を研究しており、妻は医学生であった。妻は第一子が産まれる前に学業を放棄した。夫婦は一九五二年にカナダに移住し、夫はドイツで放射線科医師の資格を得ていたが、カナダでは通用しなかったため、一九五四年にマニトバで改めて資格を取得し、業務にたずさわっていた。一九五三年に彼等はビクトリアに移り、そこで生活した。一九六八年まで、夫は病院に勤務して給料をもらっていたが、フォート・ロイヤル・メデイカル・センターの中に個人診療所を開設

し、妻は受付係および少しばかりの会計事務を引受けていた。時の経過につれ、妻の協力は少くなり、一九七五年または一九七六年頃には、彼女は診療所での仕事をやめ、一九七八年の夏に夫婦は別居した。当時、夫の業務は繁栄していて、九人の使用人のうち、七人はX線技師であった。夫が離婚の訴を提起したのに対し、妻も反訴で離婚と財産の分配を請求した。

州地方裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、争いとなっている主要な事項は、夫の医業および関連会社の持分 (shares) であつて、妻はこれらを家族財産と主張している。内科医および外科医の協会の会員でない妻が医業に利害関係をもつことを禁止するものは何もなく、妻の主張どおり、これは家族財産である。ところで、二人の専門家の評価はちがっているが、家族関係法は、それらが争いとなった場合に、価値を決定することを要求してはいないし、またそれらを決定するについての何か特別の基準も定めていない。このような事情のもとでは、公正な市場価値による方法が採用される。種々の調整のうち、夫の業務は二〇〇、〇〇〇ドルの価値があると評価された。夫婦の一方が専門的な業務を行う場合に、他方がその業務の発展のために実質的な寄与をしたとき、それは他の大多数の約束 (undertaking) とはちがっている。財産の価値は主として、業務を行う配偶者の将来における所得能力にかかっている。専門的な業務は、会社の持ち主であるというよりも、給料の支払いをうける地位によく似ている。夫に対する潜在的な経済的衝撃を考慮して、医業を平等に分配するのは不公正である。妻には、夫の将来の職業上の行為を不当に妨げない範囲で、業務を分配することを許すのが衡平である。分け前は十五パーセントと定め、夫は妻に対して、三〇、〇〇〇ドルを支払うよう命じられた。

(一) R. F. L. 2d. vol. 18. p. 310.

㊦ 弁護士業務は家族財産ではない。

Piters v. Piters (一九八〇) 事件が^(一)この趣旨をのべている。この事件において、妻は教師として働き、夫が法学教育をうけ、弁護士業務を開始するまで、夫婦の生活を支えてきた。だが、妻は離婚の訴を提起し、家族財産の分配を求めた。そこで、弁護士業務 (Law practice) が家族財産かどうかが問題となった。

州地方裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、弁護士業務を開始することについて妻の寄与があったにかかわらず、それは家族財産となることができない。この特殊な組合 (partnership) は、弁護士の仕事のたずさわっているということである。このような形式の事業は、立法部によって、法律専門職法 (The Legal Profession Act)-R. S. B. C. 1960, ch. 214 現在では弁護士法 (The Barrister and Solicitors Act)-R. S. B. C. 1979, ch. 26- に定められる「ブリティッシュ・コロンビア法律協会」の会員によってのみ営まれることができるにすぎない。妻は、家族関係法第四十五条のもとで、被告が弁護士組合 (Law partnership) のなかで有している全部またはなんらかの利益は家族財産を構成する旨を確認するように求めている。もし、この旨を宣言するならば、そこには一応、平等な所有権があることになろう。このことは、ついで、弁護士でない配偶者に、事務弁護士と依頼者の間の秘密状報 (confidential communication) に近づくことを含めて、業務上の書類に近づく権利を与えることになる。弁護士としての資格を付与されていない者が、直接または間接に弁護士業務を

行う結果になるような命令をなすべきでないとし、妻の請求を受けている。

(1) B. C. Family Law. p. B—175.

四 学士号は家族財産ではない。

Withehead (Burrell) v. Burrell (一九八三)事件⁽¹⁾はこの趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九七三年に二人がダグラス・カレッジに在学中に知り合い、一九七五年に婚姻した。夫は法律を勉強することを目的とし、妻は夫がその目的を達成できるように、自らフル・タイムの仕事についていた。夫が大学に在学中、妻はとくとして、同時に二つの仕事をこなすこともあった。夫も夏休みには働いたが、主な稼ぎ手が妻であったことは明白である。夫が在学中の妻の寄与は、夫のそれを約四五、〇〇〇ドル越えていた。その約半額は妻自身の生活費に使用されたが、相当額は夫が目的を達成するための援助に用いられた。夫は商学士 (Bachelor of commerce) を得たのち、法学部に入学した。だが、不和が生じ、一九八一年一月に別居した。

夫は大学を卒業し、弁護士資格を得て法務省に勤め、毎月二、四〇〇ドルを得た。この契約は一九八三年六月に終了したが、さらに三ヵ月間、保険金をうけ取った。彼はいつか弁護士業務に入ることを望んでいる。一方、妻は別居後、カピラノ・カレッジでいくつかのコースを終了したのち、一九八二年秋にはブリティッシュ・コロンビア大学に入学し、医師をめざしている。妻はここで離婚の訴を提起し、付随的な救済と家族関係法による財産の分配を求めた。

州地方裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、夫の商学士、法学士および弁護士資格は、家族関係法のもとで、家族財産ではない。これらの事項は、有形の財産でないし、評価することも、分配することもできない。しかしながら、学士号を取得すること、および夫の増大した所得能力は、扶助料を決定し、家族財産を分配するに当って考慮に入れられることができる事項である。だが、本件において、再配分すべき家族財産はないし、また夫は彼の勉強によって実質的な経済的利益をうけるまでにいたっていない。妻のために扶助料として支払うことができる額がわずかであること、当事者が若年であること、さらに子供のいない事実を考慮すれば、妻に扶助料として、五年間、毎月四〇〇ドルを与えるのが適切である。裁判所がこのような結論に達するのについて、のちにみたアメリカ・コロラド州の *In re Marriage of Graham* (一九七八) 事件の見解をうけ入れたといわれる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 35, p. 440.

(2) *Bissett-Johnson and Holland, Matrimonial Property Law in Canada*, p. O-1. (1987)

㊦ 医業は家族財産ではない。

Barley v. Barley (一九八四) 事件⁽¹⁾はこの趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九七一年に婚姻し、一九八四年に別居した。彼等は一九六九年に南アフリカで知り合った。夫は麻酔学の学位をもつ開業医であった。彼等はイギリスに帰って婚姻し、夫はマンチェスター王立病院で麻酔手として就職し、その後、麻酔学会の会員となった。夫婦はカナダに移住し、夫は引続いて開業医として働き、一九七六年にはカナダ麻酔学会の会員となる試

験を終了した。一九七九年以降、彼はバンクーバー子供病院のスタッフとして、フルタイムで子供の麻酔の仕事をしている。彼の地位は一年毎に更新されるが、更新は確実なものでない。夫は個人的な患者をもっておらず、病院における彼の仕事の結果としての収入のみをたよっている。病院以外に診療所はなく、それに関連する財産もない。妻が離婚の訴を提起し、夫の医業は家族関係法のもとで家族財産である旨の宣言を求めた。

州地方裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、これらの事実によれば、夫の業務は家族財産ではないし、家族関係法のもとで評価され、分配されることのできる財産でもない。夫の地位は、彼にとっての個人的なものであり、市場価値をもたない。家族関係法は、家族財産の分配を単純に規定することによって、夫婦の一方に、他方の将来の収入について同等の利益を与えてはならないというのである。かくして、妻の請求は斥けられた。

(一) R. F. L. 2d. vol. 43. p. 100.

Smith v. Mackie (一九八五) 事件⁽¹⁾も同じ趣旨である。この事件において、夫婦は医師である。彼等は一九七八年七月にアルバータ州のエドモントンで婚姻したが、一九八三年十一月に別居した。婚姻当時、夫には債務があった。彼はビクトリアにおいて医院を買うため、一〇〇、〇〇〇ドルの借金をした。彼はまた車を買ひ、一九七七年十一月より五年間、毎月六〇〇ドルを支払うことになった。妻に借金はない。ビクトリアに住居を定めたのち、夫婦は開業医としての仕事を継続した。各自は共同の銀行口座に彼等の収入の一部を払い込み、それは家屋を管理

するために使用された。夫はときどき、家事費用を直接に彼自身の銀行口座より支払い、妻も同様であった。しかし、妻が主として家事について責任を負ったので、彼女は夫に比べて、開業医としての時間は短かった。その後、一九八三年十一月に不和が生じ、夫は家庭を離れ、他の女性のもとに走り、バンクローバーの病院で四、五年の間に神経外科の専門家になることを目的としており、そのため、ビクトリアの病院を五〇、〇〇〇ドルで売りに出した。一方、妻は三人の子供の監護をしながら、医業を続けている。

夫が提起した離婚訴訟において、双方が家族関係法に従って財産の分配を請求し、妻はさらに扶養料の支払を求めた。

州地方裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、一九八三年十一月現在において、夫の医業に価値はない。しかし、彼はバンクローバーに移るため、以前の仲間にそれを売ろうとしている。妻は家族関係法の目的から、それを五〇、〇〇〇ドルで売ることを承諾するつもりである。だが、夫は妻に分配されるべき財産の一つに病院を数えるべきではないと主張する。彼等が婚姻中に、妻が夫の医業に直接に価値のある寄与をしたことは少し疑問がある。妻は、家事費用の支払いのために彼女自身の金銭を使用することによって、夫の義務をいくらかでも免れさせたのみでなく、家庭を維持し、子供の世話をするのに時間をついやした。これらの努力は、夫が医業の発展のなかで資本を貯えるのに助けになった。裁判所はこのような判断にもとづいて、夫が病院を売った金額については妻の権利を認めないが、婚姻家屋を妻に与え、結局、家族財産を夫婦間に平等に分配することとなっている。

(1) R. F. L. 2d. vol. 48. p. 232.

第三節 アルバータ州

一九七八年五月十六日に「夫婦財産法」(The Matrimonial property Act)が議会の承認を得⁽¹⁾、一九七九年一月一日より施行されるにいた⁽¹⁾った。まず、第五条・一項⁽²⁾で、婚姻財産命令 (Matrimonial property order) は、離婚判決、婚姻無効判決または別居判決が言渡される場合にもなされることのできる昔を規定する。ついで、第七条⁽³⁾において、「①裁判所は、本条に従い、夫婦双方または彼等の一方によって所有される財産の全部を、夫婦間に分配することができる。……③裁判所は、第八条の事項を考慮に入れたのち、それが公正、かつ、衡平 (just and equitable) であると考える方法によって分配する。……」ものと定め、さらに、第八条では、裁判所が考慮に入れるべき事項の一つとして、「(a)主婦または親としてなされたならかの寄与を含め、婚姻および家族の福祉のため、配偶者の一方によってなされた寄与」を明記している。だが、とくに学位や専門の免許・資格などについては触れていない。

このようなアルバータ州の法律は、ニュージーランド、イギリス、オーストラリア、そして、カナガのブリティッシュ・コロンビア、サスカチュワン、ノースウエスト準州およびオンタリオ諸州における立法上の先例になら⁽⁴⁾たものといわれる。

(1) 村井「カナダの夫婦財産法」神戸学院法学十九巻二号一二〇頁。

(2) R. S. A. 1980. vol. 4. p. 2.

。 学士号・免許などは婚姻財産ではない。

Durmond v. Smith (一九八八) 事件はこの趣旨をのべている。この事件において、夫婦は一九八二年に婚姻したが、それより前、夫はカルガリー大学を卒業し、学士号を得ており、さらに医学部への進学を試みたが失敗した。一方、妻も同じ大学で学士号を得て、カルガリー動物園の動物管理用員となった。夫は一九八一年に医学部に入學し、自分の生活を維持するために学生ローンを申請し、三一、三〇二ドルを得た。そして、婚姻前に一一、七〇〇ドルで家屋を購入したが、そのうち一一、四〇〇ドルは妻が彼女の個人預金および両親からの贈与によって支払い、三〇〇ドルを夫が支払った。彼等が実際に婚姻したのは一九八二年二月であった。妻は、動物園の管理人になるため、一九八四年から四年間の見習いコースを開始した。同年、夫は大学を卒業して、小児科医として四年間の専門医学実習期間が始まり、妻と同程度の額の収入があった。夫は、収入の八〇パーセントを夫婦の日常生活に支出していた。一九八五年六月に夫婦は別居し、夫が離婚の訴を提起した。彼はそれ以後、妻に何も支払っていない。夫は一九八八年に四年間の勤務を終り、カルガリーにあるアルバータ子供病院の小児科医として、毎年一一〇、〇〇〇ドルの収入があった。妻は離婚法 (The Divorce Act) または法定信託 (constructive trust) にもとづいて扶助料を請求し、また夫婦財産法 (The Matrimonial Property Act) の第七條⁽³⁰⁾によって、夫の医業の権利の分配を請求した。

州女王座裁判所は、右のような事情のもとで妻の請求に対し、次のように判断している。すなわち、夫婦財産法にいう財産 (property) という用語は、大学の学士号および専門的な免許を含まない。したがって、免許・学士号またはその価値は、同法のもとで分配されることはできない。妻は、「彼等の共通の利益のために、夫が職業を継続できるよう、職業を止める」旨の合意をしたと主張するが、かかる合意は存在しなかった。また、免許や学士号は、それが伝統的な意味での財産ではないから、法定信託の基礎を形成することはできない。しかし、妻は夫がその目的を達成するのに寄与してきた。彼女がさらに勉学を続けることができるように、夫が彼女に総計一八、〇〇〇ドルの扶判料を支払うのが妥当であるというのである。

(1) R. F. L. 3d. vol. 18. p. 120.

(2) R. S. A. 1980. vol. 4. pp. 4—5.

第三章 アメリカの事情

アメリカにおいて、この二、三十年來、若い夫婦の場合、妻が夫を援助して大学や専門的な学校で勉学させるといふのが一般的な傾向になっている。カレッジ、ロースクール、メデイカルスクールなどがそれである。卒業後、婚姻関係が円満に継続していけば、とくに問題は生じない。だが、このような若い夫婦は、夫が勉学を修了した直後に離婚する傾向が強く現われている。⁽¹⁾ところが、夫婦の収入—通常は妻のそれが大部分—は、二人の生活費と夫の学費に使用され、いざ離婚というとき、有形資産 (tangible assets) はほとんど存在しないのが現状といつてよ

い。夫が学位や専門の免許・資格を取得した直後に離婚が行われるとき、裁判所は困難な問題に直面することになる。裁判所はどのようにして、夫婦の限られた財産を、夫が職業人・専門家になることができるように妻の行った援助を公正に償うため、分配することができるのであろうか。⁽²⁾

この問題は、離婚に際して、各自の特有財産と区別して、それ以外の夫婦財産を彼等の間に分配できる権限を裁判所がもっていることが前提とされる。一九七〇年八月六日に第一次草案が公表され、最終的には一九七四年にアメリカ法曹協会によって採択された「統一婚姻・離婚法」(Uniform Marriage and Divorce Act)の第三〇七条において、「財産の分配」(distribution of Property)と題し、「衡平に分割かつ分配」(equitably divide and distribute)する旨が明示された。⁽³⁾ それをうけて、最近の一九八八年現在でみれば、共通財産制を採用している十州⁽⁴⁾では、平等に(equally)または衡平な(equitable)な分配を定めており、コモン・ロー上の夫婦財産制つまり各自の特有財産制による四十三州⁽⁵⁾では、衡平な分配によっている。すなわち、ニューヨーク州、ワシントン特別区を含む四十三州では、裁判所は離婚のときに夫婦によって所有される財産の全部またはいくらかを、州の法律によって定められたガイドラインに従って、「衡平に」分配する権限を与えられている。⁽⁶⁾ また、共通財産制によるカリフォルニア州およびポエルト・リコを含む十州のうち七州⁽⁷⁾では、婚姻中に取得されたすべての財産は夫婦財産とされ、離婚に際して夫婦間に「平等に」分配され、⁽⁸⁾ 他の三州では「衡平に」分配されることになる。これらとは別に、ミシシッピ州⁽¹⁰⁾では、厳格なコモン・ローの法則、つまり特有財産の制度を維持し、財産の分配は、それについての権原(title)のみで決定され、裁判所は、特別な衡平⁽⁹⁾ (special equities)に従って財産を分配すを権

限を、ほとんど、または全くもっていないのが実情である。⁽¹¹⁾

右のような事情を背景として、さきほどの問題に立ち返えるとき、基本的には四つのちがった方法が考えられる。⁽¹²⁾

① 学位などを夫婦財産とするもの。これは夫の学位や免許・資格などを夫婦財産の一つとして扱い、夫の計画していた収入（彼の期待していた終生の職業の全部または一部）をある公式によって評価し、そして妻に、このようにして決定される金銭的価値の一部を与えることにする。

② 賠償的 (restitutional) なものとするもの。これは①の場合と同様に、学位などを夫婦財産として扱うけれども、しかし、妻が夫の学位などの取得のために直接または間接に寄与した金銭に近い額を、賠償として、単純に妻に与えることにする。

③ 扶助料の問題とするもの。これは、もっぱら、妻に扶助料を支払うことによって、彼女の行った寄与を賠償するものといえる。

④ 有形資産を平等に分配するとするもの。この方法は、夫婦の畜積した有形資産がいかに少なくとも、単純に、できる限り平等に分配する方法である。

このように四つの方法が考えられるが、最も公正で、しかも最も実地的なものは、②の賠償的に扱う方法であるといわれる。⁽¹³⁾これは①の方法と同様に学位などを夫婦財産として扱うことを前提としている。そこで、実際上の問題として、これらの学位や専門の免許・資格などをどのようにして評価するのであろうか。これについては、次のように三つの方法が示されている。すなわち、一つは、教育に要した費用の額を確定する（買入れ価格に間接費用

をプラスする) ものであり、二つには、専門の教育が将来の収入の流れを産み出す可能性を確定し、ひとたびその額が立証されるならば、その総額または何パーセントかを夫婦各自に分配するか、付与することができる。これは最初に、過去の教育による所得能力を現在の価額に計算し、そこから、教育をうける前の所得能力の現在の価額および実際に要した教育の費用の現在の価額を控除する。その差額は、投資にもとづく収益ということになる。問題を公正に解決するのに有効な三つ目の方法は、教育をうける機会の少なかった配偶者に、将来に向けて同等の教育をうける機会を与えることである。しかし、実際問題としてこの方法は、年令が若く、高度に動機づけられた夫婦に制限されることになり、同じものを弁償することによって衡平な結果をきたすであろうといわれている。⁽¹⁴⁾

右にみたくつかの前提となる事情を理解したうえで、当面の問題について判例がどのような見解を示すかをみていこう。これは大きく二つに分けられる。一つは、学位などを夫婦財産として扱うことに反対するものであり、もう一つは、それらを夫婦財産とするのに賛成する。それぞれの立場にもとづいて多くの判例がみられるし、同じ州の判例でも見解を異にするものがあるかも知れないが、ここでは代表的なものとされる判例によってその見解を明らかにしていく。⁽¹⁵⁾

- (1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. p. 543. (1982)
- (2) M. M. Moore, op. cit. p. 543.
- (3) 村井「統一婚姻・離婚法(案)」神戸学院法学五卷二・三号二〇二頁—二〇三頁。

- (4) アリゾナ、カリフォルニア、アイダオ、ルイジアナ、ネバダ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントン、ワイスコンシン、ネブラスカ、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、ユタ、バーモント、バージニア、ウエストバージニア、ワイオミング、ワシントン特別区、ポエルト・リコ、バージン・アイランド。 Freed and Foster, *op. cit.* Table IV.
- (5) N. Bala. Family Law in Canada and the U. S. Different visions of similar realities, *International J. of Law and Family*, vol. 1, p. 1. (1987)
- (6) カリフォルニア、アイダオ、ルイジアナ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントン、ワイスコンシン。 Freed and Foster, *op. cit.* Table IV.
- (7) アリゾナ、ネバダ、ネブラスカ、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、ユタ、バーモント、バージニア、ウエストバージニア、ワイオミング、ワシントン特別区、ポエルト・リコ、バージン・アイランド。 Freed and Foster, *op. cit.* Table IV.
- (8) Comment, Family Law. Ought a Professional degree be divisible as property upon divorce? William and Mary L. R. vol. 22. p. 523. (1981)
- (9) Freed and Forster, *op. cit.* Table IV.
- (10) Comment, *op. cit.* p. 520.
- (11) M. M. Moore, *op. cit.* p. 544.

(13) M. M. Moore, *op. cit.* p. 545.

(14) L. J. Weitzman, *The Economics of Divorce: social and economic consequences of property, alimony and child support awards*, U. C. L. A. L. R. vol. 28, p. 1216. (1981)

最近にこの問題をとり上げたものとしては、木幡文徳「"Putting hubby through" syndromeとその救済」専修大学法学研究所報第三号（一九八七年九月二十五日）一頁以下、高倉良一「メディカル・スクール・シンドロームに関する法的救済」香川大学一般教育研究三二二号（一九八七）六一頁以下、同「メディカル・スクール・シンドロームに関する判例の動向」香川大学教育学部研究報告七二二号（一九八八）一六一頁以下、棚村政行「離婚原因と離婚給付……アメリカ」家族／社会と法▽一九八九年。九五頁—九六頁参照。

第一節 夫婦財産とするのに反対するもの

現在まで、多数の裁判所は、学位や専門の免許・資格などを分配できる夫婦財産として扱うことを望んでいない⁽¹⁾のが実情のようである。そして、このような多くの裁判所の見解を詳しく検討するとき、理由づけは五つに分れてくる。その一つ一つについて、判例を紹介することにしよう。

□ 学位や専門の免許・資格は、財産としてのいくつかの慣習上の属性—譲渡性および客観的な市場価格のような—を欠いているから、裁判所がかかる無形 (intangible) の人的占有物 (personal possession) を財産の一形式とみるのは、不適切かつ不合理であるとする。⁽²⁾

(一) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol.

15. p. 545. (1982)

(2) M. M. Moore, op. cit. p. 545.

1 コロラド州の *In the Marriage of Graham* (一九七八) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六八年八月に婚姻し、六年を経過した。その間、妻は航空会社の専任のステューワーデスとして働き、夫は大部分をパートタイムの仕事をしたが、業学に関する理学士の称号と経営管理に関する修士の学位を得るため、コロラド大学で勉学を続けた。卒業後、彼は初任給年一四、〇〇〇ドルで大会社に職を得た。その後、一九七四年に夫婦双方が離婚の訴を提起した。

妻は婚姻中、経済的に七〇パーセントを寄与し、それは家庭の費用と夫の教育費に用いられ、婚姻中に蓄積された財産は何もなく、加えて、妻は家事の大部分を引き受け、食事もほとんど彼女が用意した。事実審判所はこのような事実認定のもとに、法律問題として、婚姻中に夫婦の一方がうけた教育は、他方が財産権をもつ共同所有財産 (jointly owned property) であり、夫にとって経営管理の修士による将来の収入額は八二、八三六ドルと評価し妻はこのうち三三、一三四ドルを毎月一〇〇ドルずつ与えられるとした。これに対して、夫が控訴した。

州控訴裁判所は、次のように判断して夫の控訴を棄却した。すなわち、教育は、扶助料を決定したり、平等な財産の分配にいたるために考慮されるべき一つの要因ではあるけれども、それ自身、法律のもとで分配の対象になる「財産」ではないというのである。そこで、夫は上告した。

州最高裁判所は、原判決を認容して夫の上告を斥けている。それによれば、経営管理修士のような学位は、「財産」の概念を広く考える見解によってさえも、簡単にそれに含まれるものではない。それは交換価値もないし、公開市場での客観的な譲渡価値もない。それは保有者にとって個人的なものにすぎない。保有者の死亡によって終了し、相続されない。譲渡も、売却も、移転も、担保にすることもできない。高等な学位は、賢明かつ困難な努力と結びついた長年にわたる勉学が蓄積した成果である。単なる金銭的な支出によって取得されたものではなからう。将来、財産を取得することについての潜在的な手助けとなる知的な業績にすぎない。われわれの見解によれば、それは「財産」という文言の通常の意味での属性を何も具えていないのである。

コロラド州において、財産の処分 (Disposition of property) と題して、一九六三年法の第六章・一一三に由来する一九八七年法の第十四章・一〇一一三によれば、離婚判決を言渡すに当って、「裁判所は夫婦各自の財産は別にして、夫婦財産 (marital property) を、夫婦間の非行を考慮することなく、すべての関連する要因を考慮したのち、裁判所が公正 (just) と判断する割合で分配するものとする」とし、考慮すべき要因の一つに、「①主婦としての配偶者の寄与を含めて、夫婦財産の取得に対する各自の寄与」を定めている。⁽⁶⁾しかし、これには、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格を取得するため寄与は含まれていないと推測される。⁽⁷⁾

(1) P. 2d. vol. 574. p. 75.

(2) Colorado Revised Statutes, 6 B. pp. 75—76. (1987)

(3) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XIX. p. 377. (1986): vol.

XXI. p. 462. (1988)

2 オハイオ州の *Stevens v. Stevens* (一九八六) 事件⁽¹⁾。

この事件において、夫婦はハイ・スクールで知り合い、一九六七年に婚姻した。妻は、夫が学士号を取得し、さらに獣医の資格を得るまでの間、彼を援助する目的で秘書学校に入学した。八年後の一九七五年に夫はオーバーン獣医大学を卒業したが、それまで妻は家事を引き受け、秘書の仕事をしなが、夫の学費を支払ってきた。一九七七年に夫はオハイオ州のオーロラで獣医の資格をとり、給料は一年に約二二、〇〇〇ドルであった。一九八三年に彼はフロリダ州のオーランドに移り、そこで若い女性(のちに再婚することになる)と同居をはじめたので、妻が離婚の訴を提起した。

原審は、妻に離婚判決を与え、いくつかの財産を分配した。これに対して妻が控訴し、夫の獣医という免許は夫婦財産であって、離婚に当って分配の対象となり、私は分配をうける権利があると主張した。控訴裁判所は原判決を認容したので、妻が上告した。

オハイオ州の一九八〇年法によれば、扶助料 (*Alimony*) と題する第三一〇五条の十八で、裁判所は離婚判決を言渡すに当って、それが合理的 (*reasonable*) と判断するところに従って、扶助料の支払いを命じることができるとする。そして、裁判所が考慮すべき要因の一つとして、「③夫婦の教育の相対的な範囲」を定めているが、それ以外に夫婦財産の分配について、学位や専門の免許・資格などを取得するための寄与に関する規定は一九八六年に

いたるまで、何も存在しない。⁽³⁾

右のような事情のもとで、州最高裁判所は妻の主張に対して次のように判断する。すなわち、配偶者を扶養する妻の寄与を認めないのは不正であるが、妻が彼女の努力に因して賠償をうける方法については意見を異にする。問題は、妻が彼女の生活状態を改善するための充分な財政的手段なしに貧乏に近いままに放置されることと、夫を職業上の奴隷の生活に甘じさせることとの均衡を打破することにある。このような均衡の過程を心に留めながら、われわれは妻の主張を拒否しなければならない。彼女によれば、前夫のもつ獣医の免許およびその免許を得たことによって彼の将来の所得が高められた価値は、彼女が分配をうける権利をもつ夫婦財産であるという。だが、われわれの見解によれば、専門の免許は財産として分類されることはできないというのである。その理由として、さきに見たコロラド州の事件における裁判所の見解に従っているのが注目される。

(1) N. E. 2d. vol. 492. p. 131.

(2) Page's Ohio Revised Code Annotated. Title 31. p. 64. (1980)

(3) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XIX. p. 378. (1986)

3 ペンシルバニア州の Hodge v. Hodge (一九八六) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻した。当時、夫はペンシルバニア州のベツヘレムにあるセント・リユーク病院の医療技術学生であり、妻はそこで臨床インストラクターをしていた。婚姻に先立ち、夫が兵役に服し、

一九七〇年までテキサス州のフォート・フッドに在る間、妻はダーネル陸軍病院で研究室の技術者をしてきた。兵役終了後、夫はニュージャーシー州のラニタンで血清学者として職を得て、約九ヵ月間に彼の収入は、六、九三八ドルであった。一九七一年に夫はメキシコのグアダハラハラ大学医学部に入学し、最初の一年間、妻と娘はペンシルバニア州に残り、妻は家計を支え、夫の勉学を容易にするために働いた。その後、三年間は夫の許に合流したが、一九七五年一月に一家はペンシルバニア州に戻り、夫はハリスバーグ総合病院で五年目の訓練にはげみ、さらに専門医学実習期間 (Residency program) を終了した。

一九七五年から一九七六年にかけて、夫は実習者用の宿舍で生活し、妻子は借家住いをしてきた。一九七七年一月に夫は二年間の内科学の特別実習期間に入り、二月に開業医の免許 (License to practice medicine) を取得した。同年八月二十七日、夫は妻に対し、彼等の婚姻関係をこれ以上継続する意思のない旨を通告した。そこで、妻は一九七八年十二月二十六日に離婚の訴を提起し、夫の医師の免許は離婚法典 (Divorce code) のもとで夫婦財産であると主張し、その分配を請求した。

一九八三年現在の州法第四〇一条によれば、「離婚手続において……裁判所は、一方当事者の請求にもとづいて、すべての関連する事情を考慮したのち、裁判所が公正 (just) と判断するところに従って、夫婦財産 (marital property) を当事者間に衡平に (equitably) 分配するものとする」とし、判断の対象となる事情の一つとして、(d) の四に、「他方当事者の教育・訓練または増加した所得能力に対する一方当事者による寄与」をあげている。⁽⁶⁷⁾

右のような事情のもとで、民訴裁判所は妻に長期の扶助料を与える旨の終局判決を言渡したが、医師の免許を夫

婦財産と認めなかったので、双方とも控訴し、州控訴裁判所は原判決を破棄したため、双方が上告した。

州最高裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、われわれは、コロラド州の最高裁判所が高
等な学位は「財産」であるとする議論を否認する法律上の分析に同意する。専門的な免許は「財産」としての属性
を具えていないから、それを古典的な意味での「財産」とみることはできない。離婚法典も、「財産」に伝統的な
意味以上の別の意味を与える立法的な意思を何も示してはいない。別の定義がなされない限り、文言は一般的な慣
例に従って解釈されなければならない。それゆえ、われわれは、医師の免許のような高等な地位は離婚法典のもと
で「財産」ではないと判断するといっているのである。

右のように、曰の説を支持するいくつかの判例をあげたわけであるが、実はこの説の弱点として、財産の定義を
少し広げるならば、専門的な免許・資格を容易に包含してしまうことが指摘される。たとえば、連邦最高裁判所の
Arnett v. Kennedy (一九七四) 事件⁽⁶⁾において、マーシャル判事が明言するところによれば、本裁判所の判決は、
われわれの複雑な現代社会で富 (wealth) および財産が多くの形態をとっている事実⁽⁷⁾に憲法上の承認を与えてきた。
そして、憲法上で保護することが要請される財産上の利益は、不動産、動産または金銭についての現実の所有権を
はるかに越えて広がっているという。また、コロラド州の Las Anemas County High School District v.
Raye (一九六〇) 事件⁽⁸⁾において、裁判所の判断によれば、財産は人に所屬し、しかもその所有権のなかに、彼が
法律によって保護される権利をもっているすべての物を含んでいるとされる。

さらに根本的な批判として、右の説は、問題とされている事情のもとで、夫が教育をうけている期間、彼の生活

を支持したことに対する賠償として妻に分配されるべき他の財産がほとんど存在しないという事実を充分に考えていないと指摘する。⁽⁵⁾もし、夫の取得した潜在的な所得能力の増加について、妻が分け前の権利を与えられるのであれば、婚姻解消の日に、これまで夫を援助してきた妻は、他に何の財産もなしに置き去りにされる。その結果、夫の専門の免許・資格を夫婦財産として扱うのを拒否することは、夫に不当利得 (unjust enrichment) を生じさせることになる。

- (1) A. 2d. vol. 520. p. 15.
- (2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XVI. p. 312. (1983)
- (3) U. S. vol. 416. p. 134. (1974)
- (4) P. 2d. vol. 356. p. 237.
- (5) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. pp. 546—547. (1982)

□ 学位や専門の免許・資格は、余りにも思弁的 (speculative) であるため、それを換価したり、分配したりする⁽¹⁾ことが⁽¹⁾むづかしい⁽¹⁾。

- (1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. p. 547.

1 カリフォルニア州の Todd v. Todd (一九六九) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九四九年一月に婚姻し、一九六四年十二月に別居した。妻が別居手当を請求するのに対して、夫は反訴で離婚判決を請求したので、妻も訴状を訂正し、離婚と共通財産の返還を求めたが、中間離婚判決で後者が認められなかったので、妻が控訴した。ここで問題となるのが夫のうけた教育である。

彼は婚姻より二ヵ月前にハイ・スクールを卒業し、兵役に服する前にサクラメント・ジュニア・カレッジで一学期を過ぎた。兵役を終えたのち、彼はサンフランシスコ・ロースタールに入学し、一九五一年六月に卒業して法学士となり、州法曹協会に入会を許可された。彼がグラス・バレーで弁護士の仕事を開始したとき、弁護士資格のほかには彼の財産は何もなかった。一九六五年四月当時、夫婦の純財産は二〇〇、〇〇〇ドルを越えており、彼の仕事は一年間に約二三、四一二ドルを稼いでいた。一方、妻も婚姻前より仕事に従事し、夫が在学中も弁護士の業務を始めたのちも、変らなかった。彼女の所得は、生活共同体の収入 (community income) とされ、夫の学費およびその後の一般的な目的に使用された。

事実審裁判所は、共通財産⁽²⁾ (community property) を分配するに際して、弁護士⁽³⁾の業務 (Law practice) を九、八六六ドル四八セントと評価し、この部分は妻に与えなかった。これに対して、妻は次のように主張した。すなわち、夫の教育費の一部が共通財産によって支払われており、その現存する経済的な可能性 (潜勢力) からいえば、離婚の目的で共通財産を評価するに際して、考慮に入れなければならない実質的な価値をもっているというのである。

だが、州控訴裁判所はこれに対して、ここに主張されている夫の資産、すなわち夫のうけた教育の価値は全くゼロであると認定している。せいぜい、教育は無形の財産権にすぎないものであって、それを評価しても、その性格のゆえに、夫婦間に分配するのに適当な金銭的な価値をもつことはできないというのがその理由である。つまり、将来の潜在的な所得能力といっても、それが実際に将来なんらかの収入をもたらすという保証は何も存在しない。いつか本人が職業を変えるかも知れないし、無能力 (disabled) になったり、または死亡するかも知れない。その結果、個人の潜在的な所得能力が、単なる思索を通じてのみしか確認できないという危険が存在していると考えられるほかならない。⁽³⁾

また、一方では、ここでみている□の説のもろさとして、専門の免許・資格を評価することが、身体的な苦痛、精神的な悩み、または配偶者権の喪失 (Loss of Consortium) を理由とする損害賠償額を算定するよりも、程度の高い思弁または不確定性をそこに含んでいるとは思われないことが指摘される。⁽⁴⁾ 事実、裁判所が一般に、故意の殺人および身体傷害事件で損害額を算定するために、専門的な教育を評価することを認めている事実からもこのことを理解することができる。

ところで、カリフォルニア州では、右の事件の直後、一九七〇年一月一日より施行された民法の大改正により、これまで第一編第三部の第一章つまり第五十五条以下に規定されていた「婚姻」に関する規定が廃止され、それに代わって、新らしく第四編に第五節が「家族法典」(The Family Law Act) と題し、第四〇〇〇条以下に付け加えられ、廃止された婚姻に関する規定も、新たな内容のもとに、ここに取り入れられている。

当面の問題についてみれば、改正前の民法第一四六条の(一)に、「姦通または極端な虐待を理由に離婚判決が与えられるとき、共通財産は、当該事件のすべての事情および当事者双方がおかれている諸条件から、裁判所が公正と判断する (deem just) 割合で双方に譲渡される」と規定し、さらに同条の(二)に、「離婚判決が姦通または極端な虐待以外の原因によって与えられるとき、共通財産は夫婦間に平等 (equally) 分配される」としていた。だが、改正後の第四八〇〇条では、「共通財産および準共通財産の分配」と題して、離婚原因のいかんによって区別することなく、「財産の分配が争われており、かつ、裁判所が明らかにかかる分配のための管轄権を留保している場合、裁判所は、④当事者の婚姻の解消を言渡す中間判決もしくは当事者の裁判上の別居を言渡す判決において、または、⑤その後、当事者の共通財産および準共通財産を平等に分配 (divide equally) するものとする。……」と定めている。とはいえ、カリフォルニア州の裁判所は、後出の *In re Marriage to Aufmuth* (一九七九) 事件も含めて、一九八一年現在、教育も職歴 (career) も、いずれも共通財産と認めるにいたっていない。⁽⁷⁾

右のように、平等に分配することを要求することによって、家族法典は婚姻の一つの仲間関係 (Partnership) とみたわけであって、夫婦の経済的・非経済的な寄与のすべてを同等の価値のあるものと推定した。そして、一九七〇年に立法に当って、起草者は、共通財産を平等に分配することが、多数の州でその当時に用いられていた「公正または衡平」(just or equitable) な分配という莫然とした標準よりも好都合と信じたものと指摘される。⁽⁸⁾

夫婦共通財産の分配に関連して、参考のため、ある調査に現われた数字をあげておこう。これは一九七〇年の民法改正をさきで、一九六八年から一九七七年にかけて、サンフランシスコおよびロサンゼルス郡裁判所の事件

表 (Docket) にもとづいて、無作意抽出によって行われた調査である。それによれば、さきにもた旧法のもとで平等に分配されたのが、一九六八年にはサンフランシスコが十二パーセント、ロサンゼルスが二十六パーセントにすぎなかったが、改正後の一九七三年にはその割合が劇的に増加し、それぞれ五十九パーセントと四十四パーセントになった。そして、一九七七年ロサンゼルスでは、三分の二近くが平等に分配されるにいたっている。法改正の実際上の効果がここにほゞきり現われたものといえよう。

- (一) Cal. vol. 78. p. 131.
 - (二) カリフォルニア州の「離婚と共通財産」に関しては、村井「離婚と互責」二六五頁—二七三頁。
 - (三) R. E. Pinnell, Divorce after professional school: Education and future earning capacity May be Marital property, Missouri L. R. vol. 44. p. 332. (1979)
 - (四) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. p. 547. (1982)
 - (五) 村井・前掲書二七三頁—二七三頁。
 - (六) West's Annotated California Codes. 12, A. Civil Code. pp. 533—534 (1983). Cumulative Annual Pocket Part. (1988). pp. 79—81.
- 村井「カリフォルニア州の家族法」神戸学院法学一一巻二号七六頁。第四八〇〇条はその後、一九八七年一月一日より改正されている。邦訳としては、矢澤昇治「カリフォルニア州家族法」(一九八九年)が新らしい。
- (七) L. J. Weitzman, The Economics of Divorce: social and economic consequences of property, alimony and child support awards. U. C. L. A. L. R. vol. 28. p. 1216. (1981)

(80) L. J. Weitzman, op. cit. p. 1199.

(81) U. C. L. A. L. A. op. cit. p. 1201.

2 インディアナ州の *In re Marriage of McManama* (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は婚姻中に高等教育をうけ、収入を家計に寄与した。妻は家事を遂行すると同時に、多額の収入を寄与した。とくに夫婦がコネテイカット州からインディアナ州のサウス・ベンドに移った婚姻最後の年はそうであった。当時、彼等は六、〇〇〇ドルの貯金をもっていた。その年に妻は一四、七八五ドルを稼いだのに対し、夫はロースクールに通い、わずか一、二五十ドルの寄与をしたにすぎない。一九七六年八月に彼等が別居したとき、貯金はわずか九十六ドルにすぎず、それを夫が保持していた。夫のロースクールにおける授業料および書籍代は三、二〇〇ドルであり、しかもコネテイカット州における過去の授業料は、彼等がサウス・ベンドに移ってから支払われた。

「財産の処分—扶助料」(Disposition of Property-Maintenance)と題する当時の州法第三一—一—十一・五—十一(b)によれば、「裁判所は、婚姻財産がわずかしかないか、または全くないと認定するとき、一方当事者に現存する財産に制限されることなく、金銭支払いの判決を言渡すことができる。しかしながら、この言渡しは、他方当事者のより高度な教育のための授業料、書籍代および実習費に対する一方当事者の財政的な寄与のためのみになされることができる⁽²⁾」と定めている。

右のような事情のもとで、事実審裁判所は、夫婦の所有する財産を分配し、不動産の所有権および他の衡平法上の権利を妻の単独所有権とした。すべての動産は夫婦に分配され、夫は残額一、〇八〇ドルの夫婦の債務について責任を負わされた。判決の中で、裁判所はさらに次のように判断している。すなわち、このように財産処分を促進し、さらに主婦としての妻の寄与、雇傭によって婚姻中の責任を満足させてきた彼女の寄与および夫が法学教育をうけるために彼女のした寄与を是認し、妻は三、六〇〇ドルの支払いをうけるべきである。一九七八年九月一日を第一回として、その後は毎月初めに一〇〇ドルずつ、完済にいたるまで支払うべきものとするというのである。

夫の控訴が認められなかったので、彼は上告した。これに対して州最高裁判所は、専門の免許または資格は分配をうける夫婦財産ではないし、将来の所得能力は財産に伴っている通常の属性を欠いており、純粹に思弁的なものにすぎないと判断し、事件を控訴裁判所に差戻している。

(1) N. E. 2d. vol. 399. p. 371.

(2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XVI. p. 311. (1983); Burn's Indiana Statutes Annotated. Title 31. p. 32. (1987)

③ 学位や専門の免許・資格を、離婚に際して分配または賠償の対象となる夫婦財産として扱うことは、それらを評価した裁判所によって予想された職曆 (career) を夫が将来に向って強制的に続行させられる結果になるから、夫の人格的な自由を不当に制約することになる。⁽¹⁾

(一) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 157 p. 549. (1982)

ウイスコンシン州の De Witt v. De Witt (一九八〇) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六八年に婚姻した。当時、妻はカレッジの一年を終了し、夫もカレッジの前学期を終了していた。夫は一九六八年秋にカレッジに戻り、一九七五年に法学士の称号を取得するまで在学した。そして、弁護士資格を取得し、父の法律事務所在一九七八年五月まで勤め、その後、他の二人の弁護士とともに彼自身の事務所をもった。彼はまた、ウイスコンシン大学で非常勤講師をつとめたこともあった。一方、妻は、夫の在学中、いくつかの仕事、とくに弁護士の専任秘書として働いた。彼女は家事の大部分を引き受け、家計を処理してきた。夫が卒業したのち、専任の仕事をやめ、パートタイムで大学に戻って勉学を続けた。ウイスコンシン大学で七単位を修得したのち、マジソン・イアラ・テクニカル・カレッジに移り、翌年にそこで準学士 (associate degree) の称号を得た。しかし、夫婦間が不和となり、一九七六年に短期間別居したが、和諧は失敗に終り、一九七七年に妻は離婚の訴を提起した。

ウイスコンシン州の一九五七年法によれば、「扶助料、財産分配」(Alimony, property division) と題する第二四七章・二六条において、裁判所が離婚判決を言渡すに当って、「夫の不動産および動産の双方、夫に由来すると思われる妻のかかる財産を、各自の法律上および衡平法上の権原、夫の能力、妻の特別な財産、夫婦の性格・地位および事件のあらゆる事情を考慮して、最終的に夫婦間に分配し、かつ、それに応じて、権限を付与し、移転

することができる」旨を定めている。

右のような事情のもとで、事実審裁判所は、夫が弁護士資格を取得するまで、妻が彼等の子供を育て、家族を援助するため、一時、学業を中断した事実を認定した。そして、弁護士の資格の市場価値はないけれども、将来における実質的な財産収入を由来する本質的な潜在性をもっているから、分配に当っては一つの資産として考えるべきものとし、具体的には一四、三一六ドルを下らないものと判断した。これに対して、夫が控訴した。

州控訴裁判所は、夫婦財産の分配に当って、夫の弁護士資格を一つの資産と考えたのは裁量権の濫用であるとし、たうえ、次のように判断している。すなわち、専門的な教育がそれをうける人にとって将来的な価値をもつかどうかは、たかだか、それを予期したり、判定することの困難な種々の要因によって決定される問題である。教育によって特定の職業のための資格を得た人は、その職業につくことを選ばないかも知れないし、それに失敗するかも知れないし、またはそれを本職とするかも知れない。教育のもつ潜在的な価値は、種々の理由によって、実現されないかも知れない。学位や専門の免許・資格を得た人が特定の分野で成功することを前提にして、その財産的な価値を分配するのは、彼または彼女が離婚後に直面する現実と何の関係もないことだといふのである。

夫の学位・資格などを夫婦財産として扱ひ、それをドルで計算して実質的な部分を妻に与えるという方法に対する反論として、右のような裁判所の判断は、たしかに大きな説得力をもっている。しかし、夫婦財産の分配を賠償的に考える方法に対する反論としては、適用できないのではなからうか。それというのも、夫が自分のうけた教育をどのような目的に利用するか、それは別問題として、夫が学位・資格などを取得するために妻のした寄与につい

て、その賠償を妻が夫に請求する道は広く開かれていなければならないと考えるからにほかならない。

(1) N. W. 2 d. vol. 296. p. 761.

(2) Freed and Foster, Family Law-in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XVII. p. 312. (1984) : West's Wisconsin Statutes Annotated. vol. 27. p. 483. (1957)

四 専門的な教育をうける目的を達成するために妻の行った援助を夫が賠償する方法としては、扶助料の支払いによるのが最善であるとする。⁽¹⁾

(1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. p. 550. (1982)

1 ミシガン州の Moss v. Moss (一九七八) 事件。⁽¹⁾

この事件において、当事者は七年間、夫婦としての身分にあったが、夫の兵役と数回の別居のため、同居したの
は正味四年間にすぎない。この間に夫は医師の免許を取得し、現在、メリーランド州で外科医をしている。妻は婚
姻中より公立学校でガイダンス・カウンセラーとして、現在にいたるまで勤務している。夫の離婚請求に対して、
妻が反訴を提起し、事実審裁判所は後者の請求を容認した。婚姻中に畜積された実質的な資産は何もない。裁判所
は、財産セトルメントに代えて、妻に一五、〇〇〇ドルの扶助料を与え、夫は判決言渡の六カ月後から三回に分け

て支払うべきものとした。これに対して、双方が控訴した。

夫は、妻の現在の収入が彼自身のそれより多い場合、彼に扶助料を支払えというのは裁量権の濫用であると主張し、妻は、夫が医師の免許を取得するのに彼女の払った努力は六〇、〇〇〇ドルに価するという。

この点について、州控訴裁判所は次のように判断した。すなわち、婚姻中に取得された唯一の実質的な資産である夫の医師の免許の一部を妻に与えることは不可能である。一五、〇〇〇ドルの扶助料の支払いは、該資産を取得するについての妻の寄与を公正に表示している。しかし、われわれは、夫が医者としての訓練をうけている間、裁判所によって言渡された支払いをするように強制されるのは不衡平であると考える。それゆえ、原判決を変更し、夫の専門医学実習期間が継続する間、毎年二、〇〇〇ドルに利息をつけて支払い、残高は、実習期間が終了したのち一以内に支払うべきものとするというのである。

(一) N. W. 2d. vol. 264. p. 97.

2 ミシガン州の Olah v. Olah (一九八四) 事件⁽¹⁾

この事件も1と同じ見解と思われる。夫婦は、一九六九年九月にアイオワ州で婚姻した。夫は一九六八年に大学を卒業し、エンジイニア⁽²⁾として年収一〇、〇〇〇ドルを得ていた。妻はアイオワ州立大学の学生であった。婚姻後、妻は夫の職場に近いウエスタン・イリノイ大学に移った。婚姻後の一年半ないし二年間、彼等は夫の給料で生活を支えた。妻は一九七一年に理学士(動物学)の称号を得たが、病院の事務員として働いた。一九七二年に夫は

医科大学に入学することを決定し、夫婦はアイオワ州に帰り、入学のための準備をした。その間、夫に代わって妻が病院の夜間宿直や獣医学学校の調査員として働いた。夫はその後、ミズリー州の整骨療法学校に入学し、一九七七年に医師の免許を得るまで、夫婦はそこで生活した。その間、妻は学校の技師として職を得ていた。夫は在学中、一三、〇〇〇ドルの授業料の貸与をうけたほかに職はなく、妻の収入によって、生活を維持していた。一九七七年に夫はミシガン州のグラランド・ラピッド整骨療法病院で一年間インターンを勤め、その間、夫婦は夫の給料で生活し、妻は、夫が医業を開始するための準備に追われた。夫が開業して一年間、妻は夫の診療室で、夫と同じ時間、働いた。その後、夫婦間に不和が生じ、妻はアイオワ州の両親の許に帰り、夫が離婚の訴を提起した。事実審裁判所は、夫の医師の免許の価値の分配を求める妻の請求を棄却したので、妻が控訴した。

州控訴裁判所は、これに対して次のように判断した。すなわち、①夫が教育をうける間、働いて夫を扶養した配偶者は、賠償をうけるべきである。しかしながら、医師の免許は夫婦財産ではないから、分配の対象にならない。②夫が在学中および開業の準備中に妻の払った努力および効果を賠償するために、年四回、三年間にわたって総額一二、五〇〇ドルを支払うべき旨を命じたのは、低額にすぎ、裁量権の準用である。一九八一年および一九八二年の夫の収入は五〇、〇〇〇ドルを越えている。衡平にみて、毎月一、〇〇〇ドルが妥当である。

なお、ミシガン州では、現在までのところ、夫婦の一方が学位や免許・資格などを取得するのに寄与した他方に対して、扶助料の支払いその他で特別の考慮をする規定は、何も存在しない。⁽²⁾ところで、このような妻の行った寄与・援助を賠償させるには、扶助料の支払いによるのが最善であると説

について、まず二つの長所が指摘される。一つは、たとえ夫が破産しても、扶助料の支払義務を免れることはできないということと、もう一つは、扶助料の額は、夫の収入の増減に応じて改訂されることができるといふ点である。だが、短所として、五つの事情が明らかにされる。一つには、扶助料は一般に必要性 (need) にもとづいており、そしてカレッジおよび専門的な学校を通じて彼女の配偶者を援助してきた妻は、普通の場合、彼女自身を扶養する能力をもっている。二つには、扶助料の額を算定するに当って、裁判所は一般に婚姻の継続した期間を重視するものと期待されるが、問題となっている事情のもとでは、婚姻期間は相対的に短い。三つには、扶助料を与えるに当って、裁判所は伝統的に、夫婦が婚姻中に享受してきた生活水準を考慮してきたが、問題となっている事情のもとで、かかる生活水準は一般にみて、相対的に質素であった。四つには、財産の分配とちがひ、扶助料は決して権利を付与するものではなく、その代りに、判事またはレフェリーの裁量によるものであって、実際には、離婚した妻の四十パーセントばかりが、いくらかの扶助料を与えられているにすぎない。最後にもう一つ、扶助料支払いの義務は、一般に妻の再婚または死亡によって終了するが、財産を分配する責任はそれによって終了することはない。⁽³⁾

(1) N. W. 2d. vol. 354. p. 359.

(2) Freed and Foster, Family Law-in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XXI. p. 463. (1988)

(3) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15. pp. 551—552. (1982)

3 ウィスコンシン州の In re Marriage of Lunberg (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七〇年十二月に婚姻した。当時、双方とも大学生であり、妻は英語の修士をとるため大学院に在学し、夫は生物学の学士号をとるつもりであった。妻は一九七二年六月に修士を取得し、同年九月、ミネソタ州のロチエスターで高校教師の職につき、一九七六年まで在職した。夫は卒業後、大学院に一年間在学したのち、一九七二年の秋、ロチエスターのメイオ医科大学に入学した。そして、一九七六年六月に医師の免許を得た。夫はその間、職をもたなかったが、彼の財政的な寄与は六、六〇五ドル(多くの給付金とローン)であった。彼の授業料および研究費用の総額は六、九五五ドルであった。夫が四年間医科大学に在学中に妻が教師として得た収入は四五、九八一ドルであった。それ以前の夫婦の財政的な寄与は、ほぼ同額で、夫は七、六八五ドル、妻は六、二〇〇ドルであった。

夫は卒業後、ウィスコンシン州のホルメンに移り、そこで三年間の専門医学実習期間を経た。その間に彼は三九、八八八ドルの収入があり、妻も同地の学校で三年間に三五、九四八ドルを稼いだ。一九七九年六月に夫は実習期間を終了し、他の医師とともにミネソタ州のズンブローターで開業した。二週間ごとに九六〇ドルの収入があり、彼は最初の一年間に週四日働いて、三五、〇〇〇ドルから四〇、〇〇〇ドルと予測していた。そして、一九七八年八月に夫が離婚の訴を提起した。

ウィスコンシン州では、*De Witt v. De Witt* (一九八〇) 事件当時の規定に加えて、一九八一年法には「扶助料の支払」(Maintenance payment) と題する第七六七条・二六において、裁判所は扶助料の支払いを

命じるに当って、「他方の教育、訓練および増大した所得能力に対する一方当事者の寄与」をも考慮すべき要因の一つに加えている。

右のような事情のもとで事実審裁判所は夫の請求を認め、夫婦双方に彼等の所有する財産を与え、さらに夫が医科大学在学中に妻が家族を扶養したものととして、妻に二五、〇〇〇ドルを支払うよう命じたので、夫が控訴した。

これに対して、州控訴裁判所は原判決を破棄し、妻の再審理 (review) 請求を認めたので、夫が上告した。州最高裁判所は次のように判断している。夫婦が実質的な夫婦財産を畜積していたならば、配偶者の通学のために扶養料を負担した者は、夫婦財産についても分け前が増加することによって、賠償をうけることができるであろう。だが、ここで夫婦は多くの財産を取得していない。ある意味で医師の免許こそ、最も重要な婚姻財産であった。事実審裁判所が妻に二五、〇〇〇ドルの扶助料を与えたのは、裁量権の濫用ではない。また、在学中の扶養料に対する賠償は、財産分配および扶助料支払いの双方によって達成されることができ、事実審裁判所は、特定の事件におけるすべての関連する事情を調査すべきであり、そして、婚姻に寄与することによって社会的または経済的に不利益を蒙った配偶者に公正な賠償をするため、扶助料の支払いによるか、財産分配によるか、または両者を合わせて行うことができよう。このように判断して、事件を控訴裁判所に差戻している。

(一) N. W. 2d. vol. 318. p. 918.

五 学位や専門の免許・資格それ自体は、離婚に際して分配できる(または賠償の対象となる)夫婦財産ではない

けれども、そのもつ価値が将来それによって与えられる収入にかかっている限り、現実には、夫の離婚後の収入について、財産分配をすることになるとする。⁽¹⁾

(1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15, p. 552. (1982)

1 カリフォルニア州の *In re Marriage of Aufmuth* (一九七九) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫は法学生であって、パートタイムの事務員をしており、妻は教師であった。妻は一九六九年二月に子供が産れるまで働いた。その後、妻は家事に専念し、夫がロースタールの三学年を修了できるように、学生ローンを得た。一九七一年に夫婦は、六六、五〇〇ドルの家屋を頭金に一六、五〇〇ドルで購入した。残額五〇、〇〇〇ドルは約束手形および夫婦による信託証書 (deed of trust) によって支払った。家屋は夫婦名義で共有財産とされ、それ以降の家屋に関する支払いは、共通財産から行われた。

一九七四年一月、夫は一六、三〇〇ドルの額で彼の発行した約束手形と交換に、ある法律事務所の五パーセント株主となった。その後、一九七五年九月に夫婦は別居した。一九七六年の夫の総収入は六三、〇〇〇ドルで、手取りにして三七、三〇〇ドルであった。彼はまた、毎年九月末に支払われるボーナスと年末のボーナスをうけ取った。

妻の提起した離婚の訴に中間判決が言渡されたが、妻は、事実審裁判所が夫の法学教育の価値を共通財産と認定しなかったのは誤りであると主張して、控訴を提起した。夫のうけた教育は他の共通財産と同様に、婚姻解消に当

って評価され、夫婦間に平等に分配されなければならないというわけである。

州控訴裁判所はこれに対し、次のように判断して妻の控訴を斥けている。すなわち、法学士の称号および弁護士の業務を行うための免許は、それ自体で財産を構成するものではない。だが、法学教育の価値は、それによって将来の所得能力が増加するという可能性（潜在的な）および弁護士の業務を有効に発展させるのに寄与する他の多くの要因や条件にかかっている。離婚後の収入がそれらに帰因している限りにおいて、たとえかかる収入がそれを得る人の特有財産であるとしても、分配を要求することになるといふのである。

ところで、カリフォルニア州では、さきにみた *Todd v. Todd* (一九六九) 事件および当面の事件でも、学位や免許・資格を夫婦財産と認めるにいたっていない。だが、財産に関する伝統的な定義が批判的に拡大されるにつれて、カリフォルニア州の裁判所も、間もなく、いわゆる職歴財産 (*career assets*) を離婚に際して分配されるべき共通財産の一部と認めるであろうと予想されていた。⁽²⁾

ここに登場するのが *In re Marriage of Sullivan* (一九八二) 事件⁽³⁾ である。この事件において、夫婦は一九六七年九月に婚姻したが、翌年、夫はアービンにある医科大学に入学し、妻はカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校の最終学年を開始した。一九六八年より一九七一年まで夫は通学し、一方、妻は一九六九年に卒業するまでパートタイムで働き、卒業後は一九七一年よりフルタイムの地位を得た。一九七二年に夫は、オレゴン州のポートランドでインターンを開始し、妻は夫に同行するため、フルタイムの仕事を放棄した。一九七四年に子供が産まれたのち、一九七六年から一九七七年まで、妻は再びフルタイムの仕事に就いたが、その後、夫婦はカリフォルニア州に

帰り、しばらくして別居した。一九七八年八月に、夫が離婚の訴を提起した。

婚姻中に夫婦はいくらかの中古家具と二台の車を入手したが、未払金が残っている。夫婦の合意のもとにこれらが処分され、妻は五〇〇ドル、いくつかの家具および彼女の車を未払金支払いの義務を負いながら、受け取った。離婚手続のなかで、妻は夫の医学教育の価値に関する証拠を提出しようとした。彼女は、夫の教育は夫婦の共同の努力と犠牲によって取得されたこと、これは最大の夫婦財産を形成したこと、したがって、夫婦双方はその利益を分配すべきであることを主張した。州控訴裁判所は、これらの主張を斥け、夫のうけた教育は共通財産を構成しない旨の一部略式判決 (summary judgment) を言渡し、同時に、妻が夫の教育のためにした寄与については、*In re Marriage of Aufnuth* (一九七九) 事件の判決によって、いかなる賠償も与えられない旨をのべた。

一九八〇年五月に言渡された中間離婚判決によって、妻は配偶者としての扶助料を何も与えられなかったが、裁判所はその決定を修正するため五年間の管轄権を留保した。そして、夫は子供の養育費として毎月二五〇ドル、また子供の医療保険料の半額を妻に支払うよう命じたので、双方が上告した。

州最高裁判所はこれに対し、最近に行われた法律の改正によって、夫が医科大学で教育をうけることができるように経済的な犠牲を払った妻は、婚姻の解消に当って、寄与について賠償をうける権利があると判断している。

ここにいう法律の改正とは何を意味するのか。当面の問題である学位や専門の免許、資格などと離婚―夫婦財産との関係について、従来、法律上には何の規定もみられなかったが、一九八四年法第一六六一章によって、民法典に第四八〇〇条の三が新らしく付け加えられ、一九八五年一月一日より施行されることになった。⁽⁴⁾ すなわち、「本

条において使用される教育または訓練のための共通財産の寄与 (contribution) とは、教育もしくは訓練のため、または教育もしくは訓練のために生じた借入金返済のため、共通財産によってなされる支払いを意味する」とし
 たうえで、さらに詳細な規定を設けることになった。これによって、夫婦の一方の教育または訓練に他方配偶者が
 寄与した場合に、それらが夫婦の共通財産によってなされ、一方の所得能力を高めたとき、婚姻の解消に当って、
 一方はそれを賠償する義務がある旨がはじめて明示されたわけである。

右の規定が一九八五年一月一日より施行されることを目前にして、いわば事件の最終的な解決を同日以降に伸ば
 し、妻が改正法の適用をうけることができるようにするため、まず最高裁判所は、妻の寄与に何も答えなかった原
 判決を破棄した。そのうえで、夫婦間に賠償についてなんらかの合意があったかどうか、学位および免許がなら
 かの経済的な価値をもっているかどうか、もしもっているとすれば、かかる価値のなかに夫婦がどのような利益を
 もつと決定されるべきかについて、特別事実認定 (special finding) も求めるため、事件を原裁判所に移送してい
 る。そして、原裁判所が認定に当って用いることができる三つの方法を次のように提示している。

- ① 免許取得者がそれを取得したのちの合理的な期間内の収入と、それを取得する直前の収入を比較すること
- ② この免許による夫婦共通の利益の額を決定するため、現実に消費された夫婦の財産と時間を決定すること、
 やらら

- ③ 夫婦の一方が雇われて働かないで、専門的な学校に行くことから生じる共通の収入が減少する額を決定する
 こと

とつうのがそれである。

このようにして、事件が原審に移送されたのは、一九八四年十二月三十一日であったが、ここに最高裁判所の大 きな考慮が作用していたといわなければなるまい。さきにみた *Todd v. Todd* (一九六九) 事件および *In re Marriage of Aufmuth* (一九七九) 事件では、学位および免許は分配の対象となる共通財産ではないと判断していたが、当面の事件では、このような以前の判断に別れを告げたことは明らかであろう。

(1) *Cal. vol. 152, p. 668.*

(2) *L. J. Weitzman, The Economics of Divorce: social and economic consequences of property, alimony and child support awards, U. C. L. A. L. R. vol. 28, p. 1210. (1981)*

(3) *Cal. vol. 184, p. 796; vol. 209, p. 3547*

(4) *Standard California Codes, p. 652. (1985)* 矢澤昇治「カリフォルニア州家族法」一九九頁。

2 アイオワ州の *In re Marriage of Horstman* (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は、アイオワ大学在学中の一九六九年十月に婚姻した。夫は大学を卒業し、さらに一九七三年に修士の学位を得た。その後、彼はドレイク大学に入学するため、妻とともにアイオワ州に移った。一九七六年に弁護士資格を取得し、さらに法曹協会に入会を許された。一方、妻は、大学を卒業することなく、夫が在学中、銀行の出納係として勤務し、約一五、八〇〇ドルの収入は、夫の学費も含めて、家族の生活費に当てた。妻

の収入に加えて、夫婦は両親から援助を得た。夫の両親は、モービル・ホームを四年間、夫婦が無料で使用することを認め、息子に五、七〇〇ドルを貸したが、彼はそれを学校の費用に当てた。一方、妻の両親は、合計一〇、五〇〇ドルを娘に贈与し、彼女はそれを家族の生活費に支出した。その後、一九七六年に妻が離婚の訴を提起した。

右のような事情のもとで、事実審裁判所は、夫婦各自の現在および将来予想される財政状況を次のように評価する。すなわち、夫は法曹協会に入会し、地方裁判所判事の秘書を勤め、給料は月九〇〇〇ドルである。彼の言によれば、来年には一二、〇〇〇ドルの年棒で公衆国司法省に勤務することになり、一年に一、〇〇〇ドルずつ、二六、〇〇〇ドルまで増える予定であり、彼の毎月の生活費を五二四ドルと評価している。一方、妻の手取り給料は毎月四〇五ドルであり、現在の仕事で最高六〇〇ドルの給料しか望めない。彼女は、子供一人の養育費を含めて、毎月の生活費に七〇四ドル必要とする。

「処分および監護に関する命令」(orders for disposition and support)と題する当時の州法第五九八条の二十一によれば、「すべての離婚判決において、下記のすべての事情を考慮したのち、裁判所は……財産を当事者間に公平に (equitably) 分配するものとする」とし、(e)にその事情の一つとして、「他方の教育・訓練および増加した所得能力に対する一方当事者による寄与」をあげている。⁽²⁾

右のような事情のもとで、事実審裁判所は妻の請求を認めて離婚判決を言渡し、夫に対し、妻に一八、〇〇〇ドルを財産分配として現金で支払い、子供の養育費として毎週七十五ドルを支払うよう命じたので、夫が控訴した。州控訴裁判所は次のように判断して、原判決を容認している。すなわち、法学士の称号および弁護士の資格は、

それ自体、婚姻解消の際に財産分配をするについて裁判所が考慮すべき当事者の財産を構成するものではないが、彼の妻の努力の助けて得て取得した法学士の称号および弁護士資格によって可能された将来の収入が増加する可能性は、裁判所によって分配される財産を構成するというのである。本件は、この趣旨を明示する最初のものとして注目に値しよう。⁽³⁾

ところで、この事件は、学位や免許・資格を夫婦財産とみない点では、*キギの In re Marriage of Graham* (一九七八) 事件および *Todd v. Todd* (一九六九) 事件と同じであるが、取得された熟練や知識にもとづく将来の潜在的な所得能力とみる点ではつきりちがっている。⁽⁴⁾ このような主張は、夫の学位などを夫婦財産として扱うことへの反論として提起されるときは、たしかに利点をもっている。しかし、賠償的な方法に対する反論としてなされるときは、ほとんど力がない。たとえば、夫の勉強費用に当てるため、妻が夫に金銭を貸与し、返礼として、有効に発行された約束手形 (*promissory note*) をうけ取ったとすれば、その後の離婚が、共通財産、平等な分配を認める制度または厳格なコモン・ロー制度のいずれを採用する地域で生じたかに関係なく、妻は約束手形にもとづいて徴収する権利をもっている。そして、夫は離婚後の収入からそれを支払っていくしか方法がないかも知れない。だからといって、そのことが手形金額の徴収を不能にすることはない。もともと、夫が専門的な教育をうけることに寄与した妻がそれを離婚後に賠償してもらおう権利は、当初、彼女が夫から有効に発行された約束手形をうけ取ったかどうかに関係がないと考えられるからである。⁽⁵⁾

(一) *N. W. 2d*, vol. 263, p. 885.

- (2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overvieiw. F. L. Q. vol. XVI, p. 311. (1983) : Iowa Code Annotated. vol. 39, p. 349. (1981)
- (3) R. E. Pinnell, Divorce after professional school—Education and future earning capacity may be Marital Property, Missouri L. R. vol. 44, p. 331. (1979)
- (4) M. Krauskopf, Financing spouses recompense for education—Legal protection for the marital investor in human capital, Kansas L. R. vol. 28, p. 411. (1980)
- (5) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15, p. 553. (1982)

3 ニューヨーク州の *Lesman v. Lesman* (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七一年八月にニューヨークで婚姻し、二日後、メキシコのグワダハラハラに行き、そこで夫は医科大学に入学した。彼等は、三年間そこに滞在したが、その間、妻は働きに出なかった(メキシコの法律が許さなかったためという)。夫が医学教育をうけるための費用は、書籍代などを含め全部で二五、〇〇〇ドルであった。この費用は夫が彼の貯金および他の個人的な借金で支払った。一九七二年または一九七三年に、妻はニューヨークに行つて働き、週に二十五ドルうけ取つた。彼女がその金を夫のために寄与したという指摘はされていない。夫が一九七一年に卒業し、夫婦はニューヨークに戻り、夫は一年間、無給で病院の事務員をし、妻は一九七六年五月に子供が産れるまで、コンピューター・オペレーターとして週給一一五ドルを得ていたが、その後は働

いていない。夫はついでエルムハースト市立病院に雇われ、一年間インターンを勤め、さらに二年間そこに在勤した。その間、夫は彼の収入によって家計を維持した。一九七九年六月に夫婦は、バッファローに移り、胃腸病学の奨学金を得ることができた。そして、夫婦は、同年十二月に別居し、妻が離婚の訴を提起した。

一九八一年七月、夫は、ニューヨーク市の病院で年棒四五、〇〇〇ドルで医師として勤務する契約書に署名した。婚姻中の最高の収入は二二、〇〇〇ドルであった。訴訟時に妻は病院の受付係となるための訓練をうけ、二週間毎に一九二ドルを得ていた。彼女はさらに、医師の助手となるためのコースをうけるつもりである。

地方裁判所は妻に離婚判決を与え、夫には扶養料として週二〇〇ドル、子供の監護のために週一〇〇ドルを支払うよう命じた。妻は、彼女が夫婦財産 (marital property) と主張する夫の医師の免許の衡平な分配に代わる賠償請求が認められなかったので、控訴した。

これに対して、地方裁判所控訴部は、夫が婚姻中に得た医師の免許は夫婦財産ではないとし、さらに、妻は夫が在学中および卒業後一年半の間、普通の配偶者としての仕事はしているが、夫の教育について金銭的な寄与は何もしていないし、夫の職業による収入から実質的な扶助料を与えられている現状では、医学教育の終了した直後に離婚を理由に衡平な分配を求める権利も存在しないと判断している。

ところで、ニューヨーク州では、一七八七年三月三十日に制定された最初の離婚法が姦通を理由とする場合に限り、大法官裁判所が配偶者の請求にもとづいて離婚判決を言渡す権限を認めた。その後、約一八〇年を経て、一九六六年法の第二五四章・一条は、姦通を唯一の離婚原因と定める家族関係法 (The Family Relations Act) の第

一条を廃止し、同第二条は、六個の離婚原因を認める新しい条文にとって代られた。⁽²⁾そして、当面の問題となる夫婦の財産関係については、ニューヨーク州は当初より別産制を採用しており、この点で、さきにもた共通財産制によるカリフォルニア州と趣を異にしている。離婚が夫婦の財産関係にどのような効果を及ぼすかについては、民事手続法 (The civil practice Act) の第一一五六条をうけ継いだ家族関係法の第一七六条が、⁽⁴⁾「妻による訴訟に關係する財産権」と題して、「妻によって提起された離婚訴訟において、婚姻を解消する最終判決が言渡される場合に、原告が不動産の所有者であるか、または被告によって彼女のもとに残されたか、彼女自身の勤勉によって取得されたか、動産遺贈もしくは他の方法によって彼女に与えられた動産もしくは債権を彼女が占有するか、彼女の支配下におくか、または彼女が現在もしくは将来、親族の無遺言死亡によって財産上の権利を取得するとき、被告は妻の死亡の前後を問うことなく、絶対的にも、不確定的にも、それらについていかなる利益も有しないものとする。かかる訴訟において、婚姻を解消する最終判決が言渡される場合、被告がその時またはそれ以前に負わされていた不動産上の原告の未終結の寡婦産の権利は、判決によって影響をうけることはない」と定めていた。

また、民事手続法第一一五五条をうけ継いで、家族関係法第二三六条⁽⁵⁾に、「一時的および永久的扶助料 (Alimony)」と題して、「①婚姻の当事者双方の生存中に、婚姻を取り消すか、無効な婚姻の無効を宣言するか、②別居、または③離婚のために提起された訴訟もしくは手続において、裁判所は、事件および該夫婦の事情を考慮して、その裁量により、正義の要求するところに従い、夫に対し、妻の扶養のために適切な金額を支払うように命じることができる」旨を定めていた。

だが、一九八〇年法の第二八一章・九条によって、これまで「一時のおよび永久的扶助料」と題していた家族関係法第二三六条は、「特別調整規定—以前の訴訟または手続—新しい訴訟または手続」と改められ、さらに規定の内容も大きな変更が加えられ、非公式に「衡平分配法」(The Equitable Distribution Law)と称され、A部とB部の二つに分けられ、同年七月十九日より施行されるにいたった。⁽⁶⁾ A部は、一九八〇年七月十九日前に開始された事件について、従来の扶助に関する規定を維持する一方で、B部は、一九八〇年七月十九日以後に開始される事件に適用されることになった。⁽⁷⁾ 「新しい訴訟または手続」と題するB部は、その第五項は、「一定の婚姻訴訟における財産の処分」として、(c)に、「夫婦財産は、事件および各当事者の事情を考慮して、当事者間に衡平に(equitably)分配されるものとする」と定め、ついで(d)に、「(c)のもとで財産の衡平な処分を決定するに当って、裁判所は以下の事項を考慮するものとする」として、(1)―(9)を列挙する。⁽⁸⁾ そのうちで(6)に、「配偶者・親・賃金生活者および主婦としての共同の努力または支出、さらに寄与および奉仕を含めて、権限をもたない当事者によるかかる夫婦財産の取得について生じた利害関係、または直接もしくは間接になされた寄与、さらに他方当事者の職曆(carrier)または潜在的職曆(carrier potential)などに対する衡平法上の請求」をその一つに数えている。⁽⁹⁾ ニューヨーク州では、このような規定のもとで、当面の事件において、地方裁判所控訴部は、医師の免許は離婚に際して分配の対象となる夫婦財産に含まれないことを明らかにしたわけである。

(1) N. Y. 2d. vol. 452. p. 935.

(2) McKinney, The consolidated Laws of New York Annotated. Book 14. pp. 1, 340—341. Domestic Relations

Law. 220 to End. (1964)

これらの事情については、村井「離婚と互責」二四三頁—二四五頁。

- (3) ニューヨーク州の夫婦財産法については、人見康子「現代夫婦財産法の展開」五〇頁—五六頁、六三頁—一〇三頁。
- (4) Mckinney, op. cit. Book 14, p. 504. (1962)
- (5) Mckinney, op. cit. p. 133. (1962)
- (6) Mckinney, op. cit. Book 15, pp. 127—137. (1986) : Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XVI, p. 312. (1983)
- (7) Mckinney, op. cit. p. 142. (1986)
- (8) Mckinney, op. cit. pp. 132—133. (1986)
- (9) Mckinney, op. cit. p. 132. (1986)

4 ニューヨーク州の Conner v. Conner (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七一年に西ドイツで婚姻した。夫はアメリカ陸軍を大尉で除隊したばかりであり、妻は教育学修士の学位を得ていて、夫婦がアメリカに帰ったのち、教育分野でパートタイムの仕事始めた。一九七三年十一月から七五年六月まで、彼女はフルタイムで教師の職にあったが、第二子の出生後は仕事についていない。一方、妻と同じ期間、夫はカリフォルニア大学サンタバーバラ校で学士号を得るため、パートタイムやフルタイムの仕事しながら勉強を続けた。そして、一九七五年にはハーバード大学で遺産管理 (public administra-

tion)で修士の学位をうけ、さらに一九七七年に経営管理で修士を得た。

夫が離婚の訴を提起したが、一九七一年から七七年にかけて、彼等は不動産その他の実質的な価値のある財産を全く所有しておらず、車一台と二、〇〇〇ドルの小切手および三、〇〇〇ドルの預金があるにすぎない。妻は、夫の修士号が文字どおり唯一の夫婦財産であると主張したが、夫はこれに対して、彼の得た修士の学位は、長年にわたる彼自身の困難な仕事の畜積された産物であって、分配されることのできる財産と分析することに異議を申し立てた。地方裁判所は、夫が必要とした教育費用の額を算定するために妻の依頼した鑑定人の費用の支払請求を拒否したので、彼女が控訴した。

地方裁判所控訴部は、これに対して次のように判断している。すなわち、修士の学位を含めて、夫のうけた教育は、夫婦財産として分配することのできる財産ではない。法律は現在、財産の衡平な分配について規定するが、将来の収入の衡平な分配について何も定めていない。裁判所は、さきに *Lesman* 事件で指摘されたように、財産の概念を歪曲したり、またはわれわれ自身の衡平の概念を適用してまで、そうすべきではないというのである。このように、修士の学位は離婚に際して分配の対象となる夫婦財産と認められていない。

(一) *N. Y. 2d. vol. 468, p. 482.*

5 ニューヨーク州の *Vanasco v. Vanasco* (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六九年五月に婚姻した。夫は一九七一年から一九七四年にかけてフルタイムで働

き、夜は学校に通って、公認会計士 (C. I. P. A.) の資格を得た。そこで、彼は会計業務を始めた。現在の Varnasco & Resnick 事務所は、以前の仲間が退所したのち、再建されたものである。銀行に記録されている財政状態によれば、夫が同事務所で行っている業務は五二五、〇〇〇ドルの価値がある。このような事情のもとで、夫婦が離婚したのち、妻が夫の免許の価値を算定するために依頼した鑑定人の費用の支払いを求めて訴を提起したが、これに対して、地方裁判所は次のように判断している。すなわち、公認会計士として数年間、実際に業務を行ってきた人のもつ免許は、会計業務の価値の中に混入してしまっているから、それは、業務と区別して、それ自体で評価されることのできる夫婦財産ではないから、妻の請求は認められないというわけである。

さきにみた *Lesman v. Lesman* (一九八二) 事件、*Conner v. Conner* (一九八三) 事件および当面の事件では、一九八〇年のいわゆる「衡平分配法」のもとで、学位や免許・資格を分配の対象となる夫婦財産と認めていないことが注目される。

(一) N. Y. 2d. vol. 503, p. 480.

9 ミネソタ州の *Dela Rosa v. Dela Rosa* (一九八一) 事件⁽¹⁾。

この事件において、夫婦は一九七二年六月に婚姻したが、当時、夫はすでに学士号を取得しており、妻は大学に入学したばかりであった。夫婦は互いに、夫が改めて医科大学に入学し、医師の免許を得るまでの間、妻が働いて夫を扶養する旨を了解していた。一九七二年の秋、夫はカリフォルニアで医学部進学コースの勉強を始めた。一九

七三年から七六年の間、妻は小学校の教師、青少年雇傭ディレクターなどフルタイムで働いた。一九七六年、夫婦は、夫がミネソタ大学に入学するため、その地に移った。妻は地方新聞の記者となった。だが、彼等は一九七七年十一月に別居した。

夫は医科大学の二年生になったときに離婚の訴を提起し、三年生になったのちに事件が審理された。彼は一九八〇年六月に医師の免許を得た。彼等が別居する以前、妻の経済的な収入によって夫婦の生活を維持し、それによって夫は医科大学に進学することができた。事実審判所は、妻はその間に約四一、〇〇〇ドルを稼ぎ、彼等の共同生活の費用に使われた事実を認定した。夫の寄与は名目的なものにすぎない。彼は二、三〇〇ドルの収入があり、また合計九、〇三一ドルの退役軍人教育年金を得ていた。彼はまた医科大学に入学するため合計五、六八〇ドルの補助金をもらった。別居したとき、夫には学生ローンとして約一〇、〇〇〇ドルの負債があった。記録によれば、彼等の婚姻中、大学および医学教育のための費用は約八、八一ドルであった。彼等は不動産を何も所有していない。

事件の審理が開始された当時、妻は一年に約一五、六〇〇ドルの収入があり、自活していた。そのため、事実審判所は一九八〇年の州法第五一八条・五五二のもとで、妻に扶助料を請求する権利はないとし、また夫は、彼がうけた教育のために妻が寄与した二九、六六九ドルを支払うよう命じた。支払方法は、夫の経済的状況の改善が期待できるため、増額しながらの分割払いとされた。これに対して、双方が控訴した。

州最高裁判所は、夫の教育および増大した所得能力は夫婦財産ではないとしながら、夫に支払いを命じる金額は、

「彼の生活費および直接の教育費として妻が支出した金額」を基準にして、生活費の半分および教育費の全額となるべきであるとし、事件を原審に差戻している。なお、ミネソタ州では一九八四年にいたるまで、離婚の際の夫婦財産の分配や扶助料の支払いについて、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するのに寄与した他方の協力を特別に考慮する規定は何も存在しない。⁽²⁾

(1) N. W. 2d. vol. 309, p. 755.

(2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview, F. L. Q. vol. XVIII, p. 400. (1988)

7 イリノイ州の *In re Marriage of Goldstein* (一九八一) 事件⁽¹⁾。

この事件において、夫婦は一九七七年五月に婚姻した。当時、夫はシカゴ整骨療法医学校の学生であり、妻はノースブルックで教師をしていた。夫は一九七八年に卒業し、フロリダ州・マイアミの整骨療法病院で一年間のインターンを開始し、妻も教師を辞し、同年七月にフロリダ州に移り、職を探した。しかし、妻は八月に別のアパートに単身で転居し、十月に離婚の訴を提起した。同年十二月に夫は反訴で別居を請求した。一九七九年十二月に妻は彼女が失業中であることを理由に一時扶助料 (*temporal maintenance*) を請求し、毎月三〇〇ドルの扶助料を得た。一九七九年五月に妻はイリノイ州に帰り、夫も同年七月、シカゴ整骨療法病院で専門実習を始めた。

一九七七年十一月に審理が開始された。妻は、夫が医学校に在学中、彼を扶養したと主張するのに対して、夫は、一九七四年に彼が医学校に入学したときより、彼の両親が彼の授業料、書籍代、生活費を支払っており、総額約四

〇、〇〇〇ドルになると反論した。そこで、事実審裁判所は夫婦財産を調査し、夫婦は不動産を所有していないこと、車・家具および家財道具はすべて妻の所有に属すること、銀行勘定は皆無であることを認定した。一九八〇年三月、裁判所は、妻に一年間、毎月三〇〇ドルの扶助料を与え、さらに夫に対して、彼等がフロリダに居住中の生活費として使用されたと妻の主張するビザ・カード・クレジットの半額を支払うよう命じたが、夫が控訴した。

州控訴裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、妻は夫の医師の免許から派生する潜在的な収入の増大は夫婦財産として分類されるべきだと主張するが、イリノイ州の裁判所は、教育より由来する将来の所得能力が、婚姻解消の手續において、裁判所によって夫婦財産として考えられ、分配されることができるとかどうか、この問題をまだ判断していない。将来の収入に対する権利は、雇傭が継続するというような将来のできごとに伴随するものではない。裁判所は、夫婦財産の公正な分配に関する利益を与えることはできなかった。この結果、われわれは、妻が主張するように、当事者各自の将来の収入に関して思索することはできない。事実審裁判所がこの点について裁量権を濫用したとは認められない。つまり、夫の医師の免許に由来する潜在的な収入の増大は、裁判所によって配分されることのできる夫婦財産ではないというわけである。なお、イリノイ州では一九八八年現在にいたるまで、離婚の際の夫婦財産の配分に当って、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するための他方の寄与を特別に考慮する旨の規定は何も存在しない。⁽²⁾

(1) N. E. 2d. vol. 423. p. 1201.

(2) Freed and Fester, Family Law in the fifty states. An overview, F. L. Q. vol. XVIII. p. 400. (1988)

第二節 夫婦財産と認めるもの

□ 夫の取得した学位や専門の免許・資格などは夫婦財産を形成して、それが現在のような形にまで形成される過程で寄与した妻は、離婚に際して、なんらかの方法でその分配をうける権利があることを是認する。

1 この立場を支持する初期のリーディング・ケースとして、オハイオ州の *Daniels v. Daniels* (一九六一) 事件が指摘される。⁽¹⁾

この事件において、夫婦は学生中に婚姻した。夫は八年間の婚姻中、医師となるべく努力し、妻はカレッジを卒業し、子供が産れた。彼等は共同の生活費と学費について、収入のほぼ同等の割合で寄与し、婚姻中に少しばかりの財産を蓄積した。妻が離婚の訴を提起した当時、夫は病院勤務の産婦人科の医師として、毎週わずかに三〇〇ドルを得ていたにすぎない。

このような事情のもとで、事実審裁判所は、妻に二四、〇〇〇ドルを「財産セトルメントとしての扶助料」として与え、夫が病院勤務および兵役を終ったのち、毎年、裁判所が決定する額を支払うよう命じた。その理由として、医業を行うことは、特権 (franchise) としての性質を具えていて、財産を構成し、事実審裁判所は扶助料を付与するについて、それを考慮する権限をもつというのである。

夫の控訴に対して、州控訴裁判所は、扶助料がすべて将来の収入にもとづいて決定され、支払われなければなら

ないとき、財産セトルメントとしての扶助料の公正かつ衡平な額を決定することはきわめて困難であって、かかる困難さに加えて規定のないことは、事実審裁判所に広範囲な裁量権を与えるのを正当とするとして、原審の判断を是認している。

オハイオ州ではやぎの *Stevens v. Stevens* (一九八六) 事件でみたように、一九八六年当時まで、離婚の際の夫婦財産の分配に当って、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するための他方の寄与を特別に考慮する旨の規定は何も存在しない。

(1) N. E. 2d. vol. 185. p. 773.

2 ニューヨーク州の *O'Brien v. O'Brien* (一九八二) 事件⁽¹⁾。

ニューヨーク州では、やぎにみた *Lesman v. Lesman* (一九八二) 事件で医師の免許は夫婦財産ではないと判断していたが、ここではこれを夫婦財産と認めており、しかも、この事件の事実は典型的な「医学生症候群」を示すといわれる⁽²⁾。この事件において、夫婦は一九七一年四月に婚姻し、約九年間継続した。夫が一九八〇年に婚姻住所を立去って、離婚の訴を提起した。

婚姻の当初、妻は教師の仮免許によって、教会付属のグラマー・スクールに雇われていた。ニューヨーク州から正式の教員免許を得るため、大学卒業後、妻は十八カ月間の勉強に出席することが必要となり、その費用は生活費を含めて約三、〇〇〇ドルと予想された。妻は、夫が彼の勉学の目的を達成できるようにするため、この機会をあ

きらめた。婚姻時、夫は大学を中途退学していたが、短期間の仕事に従事する以外は、再び勉学を続けた。彼は大学を卒業して医師になり、メキシコのグアダハラハラにある医科大学でインターンの地位にあった。そして、現在、オハイオ州のクリーブランドで外科医として雇われ、年間に約一七、〇〇〇ドルの収入があり、一九八五年まで契約期間がある。

このような事情のもとで、地方裁判所は、次のように判断している。すなわち、夫のうけた教育および医師の免許は、家族関係法⁽³⁾ (The Domestic Relations Law) の第二三六条のもとで、財産権を構成し、婚姻の解消に当って、衡平な分配 (distribute equitably) による償いの対象となる。そして、妻に対する意味深長かつ公正な経済的救済として、医師の免許の現時点での価値を割り出すべきである。婚姻中に取得された唯一の分配可能な資産四七二、〇〇〇ドルの四十パーセント、合計一八八、〇〇〇ドルを妻に与える。夫はこれを一九八二年十月一日から一年毎に一九九二年十月一日まで、十四回に分けて支払うが、毎回の支払額は、最初が三、〇〇〇ドル、最終回が一三、八〇〇ドルと、収入の増加に応じて増額していくというのである。

妻の控訴に対して、地方裁判所控訴部は、夫の医師の免許は夫婦財産ではないとしたので、妻が上告した。州最高裁判所 (court of appeal) は一審をかり、妻の請求を認めるとした⁽⁴⁾。

(1) N. Y. 2d. vol. 452. p. 801.—vol. 498. p. 743; Lynn Kelly, American cases show strange results when professional license "Property", the Lawyer's weekly. vol. 7, No. 32. Dec. 18, 1987. p. 1.

(2) H. N. Cohen and Hennessey: Valuation of property in Marital Dissolutions, F. L. Q. vol. XXIII. p. 373.

(1989)

(3) ニューヨーク州の家族関係法の改正については、村井「離婚と互責」二四三頁以下。

3 ニューヨーク州の *De Stefano v. De Stefano* (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫が離婚の訴を提起し、一九八四年三月にその請求が認められた。地方裁判所は、夫の医師の免許の価額およびそれについて妻が寄与したことを理由とする彼女の支払請求を斥けたので、妻が控訴した。

地方裁判所控訴部はこれに対して、次のように判断している。すなわち、婚姻中に取得された医師の免許は、衡平な分配の対象となる夫婦財産であり、妻は衡平な割合を決定してもらう権利があったというのである。

(1) *N. Y. 2d. vol. 501. p. 419.*

4 ミシガン州の *Wood Worth v. Wood Worth* (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫がセントラル・ミシガン大学で学士号を取得し、妻が別の大学を卒業後、一九七〇年六月に婚姻した。夫婦はジョンズ・ビルに移り、そこで夫は高校の教師およびコーチとして勤務し、妻は看護学校の教師になった。一九七三年秋、夫婦は彼等の家屋を売却し、仕事をやめ、デトロイトに移った。夫はロー・スクールに入學し、妻は家計を維持するためフルタイムの仕事についた。三年後、夫婦はランシングに移り、そこで夫は弁護士試験に合格し、現在、ランシング法律事務所の一員となっている。その後、一九八〇年八月に夫婦は別居し、

夫が離婚の訴を提起した。婚姻中の夫婦の収入の統計は、夫が一三七、一二八ドル、妻が三三、五七八ドルであった。

この事件での基本的な問題は、夫の弁護士資格が分配の対象となる夫婦財産かどうかということになる。事実審裁判所はこれを二〇、〇〇〇ドルと評価し、夫は毎年二、〇〇〇ドルずつ十年間支払うべきものとした。夫はこれに対して、彼の弁護士資格は夫婦財産ではないとし、控訴した。

ミンガン州では一九八八年当時まで、離婚の際の夫婦財産の分配について、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するための他方の寄与を特別に考慮する旨の規定は何も存在しない。⁽²⁾

州控訴裁判所は夫の主張を斥け、次のように判断した。すなわち、夫の弁護士の資格は、共同して行われた家族の努力によって結実されたものである。夫婦双方は、夫が弁護士の資格を取得するための努力を中心にして、彼等の家族生活を設計した。この目的に向って、家族は日常生活での仕事を分担した。それゆえ、夫の弁護士の資格は、夫婦の相互の犠牲と努力の結果であって、夫婦の離婚によって分配の対象となる夫婦財産にはかならないというのである。

この判決はさきにもみたニューヨーク州の *O'Brien v. O'Brien* (一九八二) 事件にならったものといわれるが、ニューヨークの弁護士リチャード・ゴードン氏の最近の言によれば、ニューヨークの立法は、何が財産を構成するかについて、学位・免許または学問的な業績 (achievement) を理由に生じるどのようなものも含めて、きわめて自由に解釈することに手を貸していると指摘される。⁽³⁾ しかし、これに対して、すべての業績が財産に含まれるこ

とになれば、特種な熟練についての免許 (certification) は、評価される価値のある業績と考えられる。私的な研究者、付随的な貸金ブローカー、輸送機関の切符販売員、職業周旋人、パイロット、理髪師、美容師、クレীন・オペレーター、不動産ブローカーそして剝製師さえも、すべて、不和となった配偶者に免許を分配しなければならぬことになろうと痛烈な批判が加えられている。⁽⁴⁾

(1) N. W. 2d. vol. 337. p. 332.

(2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview, F. L. Q. vol. XXI. p. 488. (1988)

(3) L. Kelly, American cases show strange results when professional licence 'property', the Lawyer's weekly. vol. 7. No. 32. Friday. Dec. 18. 1987. p. 1.

(4) L. Kelly, op. cit. p. 1.

□ 学位や専門の免許・資格などを夫婦財産として担う点では□と同じであるが、それとは少し違った別の理由づけをするものが三つみられる。

(a) 専門教育のための学校に在籍する学生の妻は、通常の場合、しかも合理的に、投資 (investment) としての意味をもつ彼女の努力が、夫婦双方のために将来の経済的な報酬に結びつくものと考えているから、この投資を価値のないものとして離婚判決を言渡すことは不公正のように思われるとする。⁽¹⁾

オクラホマ州の Hubbard v. Hubbard (一九七九) 事件はこの考え方を示している。⁽²⁾ この事件において、妻は、

夫が医科大学に在学中からインターンの期間にかけて、自ら仕事に従事することによって経済的に二人の生活を支えてきた。だが、医師となるまで十二年以上の期間を必要としている。このような時期に、妻は離婚の訴を提起した。

妻は、経済的に安楽に、医師の妻としての名声と地位を享受できるときくるのを待望していた。夫は現在、手腕家として、成功裡に医師としての生活を開始しようとしており、年に二〇、〇〇〇ドルの収入がある。医師として彼が合理的に予想できる収入は、年に三〇、〇〇〇ドルから六〇、〇〇〇ドルであろう。

このような事情のもとで、事実審判所は次のように判断した。すなわち、妻は、夫の医師としての職業に既得利権 (vested interest) をもっており、それは評価できる財産権と考られる。妻にその財産権を与える唯一の方法は、財産を分配する代りに、扶助料を与えることであろう。そして、夫は開業してから最初の十二年間に五〇〇、〇〇〇ドルを稼ぐ(純収入は二五〇、〇〇〇ドルを下らない)ものと合理的に期待される。妻は財産の分配に代えて、扶助料として、その四十パーセント—一〇〇、〇〇〇ドル—を得る権利があるというのである。

夫はこれに対して、事実審判所が彼の将来の収入を夫婦が共同で取得した財産と認めたのは不適當であり、彼の将来の収入および彼の医師としての資格は、離婚に際して分配されることのできる財産ではないと主張し、控訴した。

州最高裁判所はこれに対して、妻は夫の不当利得を防ぐため、夫の医学教育および訓練のために彼女の投資した額を賠償してもらう権利があると認めた。そして、「直接の扶助および学校・職業上の訓練のための費用に妻が寄

与した金額」に「合理的な利息およびインフレーションによる調整」を付加した額および妻の「財産分配としての扶助料」の額を決定するように指示しながら、事件を事実審裁判所に差戻している。

なお、オクラホマ州では、現在までのところ、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するのに寄与した他方に対して、扶助料の支払いその他で特別の考慮をする規定は何も存在していない。⁽³⁾

- (1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? *AKron L. R. vol. 15, p. 553.* (1982)
- (2) P. 2d. vol. 603, p. 747.
- (3) Freed and Foster, *Family Law in the fifty states. An overview.* F. L. Q. vol. XXI, p. 488. (1988)

(b) 夫が学位や免許・資格などを取得するのに寄与した妻が、それらの価値をなんらかの方法で賠償してもらえなくとも、そのとき、夫は卒業直後に離婚を求めることによって悪い報いをうけ、その後の数年間に夫婦が畜積するはずの実質的な資産のいくらかを、裁判所が妻に分配するものとする。⁽¹⁾

- (1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? *AKron L. R. vol. 15, p. 554.* (1982)

1 ケンタッキー州の *Inman v. Inman* (一九七九) 事件。⁽¹⁾

この事件において、夫婦の婚姻は十七年間継続し、その間に彼等は家価な家屋と数台の車を所有するにいたったが、これらは高額の債務を負わされていたので、夫婦の純粋の財産はゼロであった。夫は歯科医であり、妻は教師である。妻は婚姻中、着実に働いて、夫の学費に経済的な寄与をした。夫は免許を得たのち、陸軍で、次いで開業医として働いた。離婚に先立って、夫は齒列矯正(orthodontic)の専門家となるための勉強を始めた。離婚直前、夫婦の生活様式は、外観上は順調であるように見えるが、実際には破産の一手手前であった。

夫の歯科医としての全収入は、一九七五年から一九七七年にかけて、およそ九〇、〇〇〇ドルであったが、一九七五年および一九七六年の各年の純益は四〇、〇〇〇ドル以下であって、一九七七年には一八、〇〇〇ドル以下に落ちた。

事実審裁判所は、夫の歯科医の免許は夫婦財産であるが、その免許はドルの価値ではかることはできないと判断した。そして、夫の将来の所得能力は夫婦財産であるとの見解のもとに、婚姻家屋を含めて、価値のある夫婦財産の大部分を妻に分配したので、夫が控訴した。

ケンタッキー州では、現在までのところ、夫婦の一方が学位や専門的な免許・資格などを取得するのに寄与した他方に対して、夫婦財産の分配に当って特別の考慮をする旨の規定は何も存在しない。⁽²⁾

州控訴裁判所は夫の控訴に対して、次のように判断している。すなわち、控訴審における主要な問題は、事実審裁判所が妻に大部分の財産上の利益を与える一方で、夫に借金の大部分の責任を負わしたが、果してそれが適切であったかどうかの点にある。このような分配は、夫の歯科医としての免許を夫婦財産として類別することにもとづ

くけれども、このような事実認定の適否をまず考える必要がある。たしかに、業務を行うための免許は、大部分の財産がもっている多くの属性を欠いている。たとえば、それはいずれにしても、他人に譲渡することができない。それ以外に免許を夫婦財産として扱うことの最大の困難さは、その価値を定めることがきわめてむづかしい点にある。さらに、ひとたび、専門的な免許にドルの価値が与えられるならば、裁判所は、いかなる割合が他方配偶者の努力のおかげであるかを決定するという非常に困難な仕事に、いぜんとして直面することになる。このように、専門的な免許を夫婦財産として分類することには強い留保を示すけれども、ある場合にはそれを夫婦財産として扱うことが、衡平な結果を達成することのできる唯一の方法である場合が存在すると考える。裁判所はこのように判断したうえで、夫が免許を取得するのに寄与した妻の利益を測定する最善の方法は、夫が教育をうける間の直接の扶養料および学費に合理的な利息とインフレーションによる調整をした金額であると認定している。

(1) S. W. 2d. vol. 578, p. 260.

(2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview. F. L. Q. vol. XXI, p. 488. (1988)

2 マサチューセッツ州の *Reen v. Reen* (一九八一) 事件⁽¹⁾。

この事件において、夫婦は一九六八年一月に婚姻した。妻は、夫が医科大学に入学した際にその学費を支払うため、看護婦としての彼女の給料をできるだけ多く貯金しはじめた。一九七二年に夫は大学に入学し、妻は夫の在学中はもとより、卒業後の二年間の歯列矯正の訓練の間も、夫を扶養した。夫の訓練が終了のち、彼は妻を虐待し、

他の女性と交渉をはじめた。そこで、一九七七年八月にいたり、妻はそれを理由に離婚の訴を提起した。

当時、夫は三十五歳、妻は三十四歳で、妻は「中流の収入」があり、夫はこれに反して「高額の収入」を得ており、基本給は、妻が一四、三五二ドルに対して、夫は八〇、〇〇〇ドルであった。妻は日常の生活費用を自給できる。彼女は現在、スプリングフィールド工科大学の夜学に通い、学士号を得るために働いている。より多くの収入を伴った地位を得るチャンスを増すため、彼女はフルタイムで勉強を続けたいと思っている。彼女はこの特別な目を考慮して、夫から扶養料、学費および書籍代を援助してもらふ必要がある。夫は、彼の訓練、業務、評判および前示のような収入によって、将来の資本となる財産を取得するためのすぐれた機会をもっている。一方、妻のこのような機会は、病院における賃金・給料体系によって支配され、制約されている。時間外勤務は一定せず、保障されてもいない。夫は、兄の病院で歯列矯正の仕事に従事しており、一九七七年九月から一九八〇年十二月末までの三年三カ月の間の給料総額は一六七、〇〇〇ドルであり、また一九八〇年六月末に三六、四九〇ドルのすえ置き収入 (deferred income) を保っていた。

右のような事情のもとで、州検認・家庭裁判所は、妻に離婚判決を与え、次のように判断した。すなわち、夫の歯列矯正業務のための免許は、州法第二〇八章・三四条のもとで分配されるべき夫婦財産 (marital property) に含まれると考えるところである。ところで、「扶助料または財産の譲渡、金額の決定、健康保険」と題する第三四条によれば、裁判所が離婚判決を言渡すに当って、「扶助料の支払いに加え、またはそれに代えて、夫婦の一方の財産の全部または一部を夫または妻に譲渡することができる」とし、また、その判断に当っては、「夫婦それぞれ

れの財産の取得、保存および評価について、各自の寄与を考慮することができる⁽²⁾旨を定めている。本件において、裁判所は夫が歯科医の免許を取得するについて果した妻の寄与を大きく認定したわけであろう。

(1) F. L. R. vol. 8. p. 2193.

(2) Massachusetts General Laws Annotated. ch. 207—210. p. 215. (1987)

3 ワシントン州の *In re Neuhans* (一九八二) 事件⁽¹⁾。

この事件において、州控訴裁判所は次のように判断している。すなわち、五年間継続した婚姻中に取得された夫の歯科医の免許は、離婚に際して分配されるべき共通財産である。夫が教育をうけるために妻の行った寄与は、実質的なものであって、その主な目的は、夫が歯科医の業務を開始したのち、彼等双方が立派な生活をする⁽²⁾ことができるようにするためであった。夫が彼の重要な価値ある財産、すなわち、彼の歯科医となるための勉強およびワシントン州において開業するための免許について、妻のもっている利益を無視して離婚することは、公正であるとは思えない。夫も、妻が将来の経済的な利益についてなんらかの分け前を与えられるのが公正であると考えているという。夫は、年間の純収入の四分の一を五年間、四カ月毎に支払うべきである。

ワシントン州では、一九八八年現在、離婚の際の夫婦財産の分配について、夫婦の一方が学位や専門の免許・資格などを取得するための他方の寄与を特別に考慮する旨の規定は何も存在しない⁽²⁾。

(1) F. L. R. vol. 9. p. 2168.

(2) Freed and Foster, Family Law in the fifty states. An overview, F. L. Q. vol. XXI, p. 488. (1988)

(c) 専門の学校に夫を在学させようとする妻の努力は、条件付の贈与 (conditional gift) と考えられる。夫の高等教育に由来する経済的な利益によって、婚姻は妻のために将来にわたって永続するであろうというのが暗黙の条件である。夫による早期の離婚は、この条件が成就されるのを阻止したから、妻は彼女の行った寄与の価値を回復することを許されるべきであると⁽¹⁾する。

ニュージャージー州の Lynn v. Lynn (一九八〇) 事件は、⁽²⁾この趣旨をのべている。この事件において、夫がルウトガース大学の医学進学課程に在学中に妻と知り合い、一九七一年七月に婚姻した。当時、夫は医科大学の一年生であり、妻は生物学者として、ある研究所で重要な地位を占めていた。夫は、婚姻中の一九七五年五月に医師の免許を取得した。ところが、些細なことが原因で夫婦は一九七六年七月に別居し、夫が離婚の訴を提起した。当時、夫は専門医学実習期間の最初の一年を終了したが、まだ開業していなかった。一方、妻は研究所に残り、相当の給料を得ていた。その間の夫の収入は三六、五四三ドル五七セント (純収入は二六、一三七ドル九九セント) であり、妻のそれは七一、五八九ドル一三セント (純収入は五四、二二二ドル五二セント) で、夫の約二倍であった。裁判所の認定によれば、妻は夫と同じく医師になることを理想としていて、夫もそれを望んでいた。夫が彼の夢を実現すること、すなわち、医師の免許を得て外科医になることに對する妻の経済的および感情的な寄与は、決定的・実質的かつ議論の余地のないものであった。

一九七九年十二月に離婚判決が言渡された。夫は再婚し、現在コネティカット州に居住し、腎臓専門医 (nephrology) を開業している。一方、妻の現状は少しばかり不運であって、メニエール病が再発、進行していて、改善の余地がなく、現在、間欠的に吐き気や頭痛におそわれ、言語が不明瞭で、耳鳴りがする。これらが原因で研究所を一九七九年九月にやめたが、一九八〇年五月までに約二六、〇〇〇ドルの収入があった。州控訴裁判所・衡平法部は、このような偶然のできごとを、免許および教育は財産の衡平な分配の中に含めることができるのかどうかを決定する法律上の要因として考慮すべきではないと判断した。すなわち、専門的な教育または婚姻中に取得された医師を開業する免許は、離婚に際して衡平に分配されるべき財産に属しているというのである。

当時の州法の二A章・三四条・二三によれば、裁判所は離婚判決を言渡すに当って、「扶助料および扶養料の支払いに加え、財産の衡平な (equitable) な分配をもたらすため、夫婦の双方または一方によって、婚姻中、適法かつ有利に取得された不動産および動産を夫婦に付与することができる」旨⁽³⁾を定めている。

- (1) M. M. Moore, Should a professional degree be considered a Marital asset upon divorce? Akron L. R. vol. 15, p. 554. (1982)
- (2) F. L. R. vol. 7, p. 3001.
- (3) New Jersey Statute Annotated, Title 2 A, p. 251. (1980)

総 括

カナダとアメリカは、互いに世界最強の貿易相手国であつて、人口の点ではアメリカはカナダの約十倍で、より高度の生活水準にあるけれども、多くの経済的・政治的そして軍事的な連鎖を保っている。両国は、またきわめて密接に文化的にも、学問的にも、またマスコミの媒体としても結びついている。両国は、よく似た社会的な構造をもつていて、同様の社会問題に直面している。彼等は、また非常によく似たパターンで家族生活を営んでいる。これらの理由からみて、両国の内部での家族法の発展を比較的に研究することは有益であろうといわれている。⁽¹⁾ これらのことを念頭におきながら、本稿では、学位や専門の免許・資格などは、離婚に際して夫婦間に分配されるべき夫婦財産ないし家族財産に含まれるのかどうか、という大きな問題をめぐるカナダ・アメリカ両国の事情を説明することを目的とした。

この目的を達成するため、できるだけ多くの判例について事実関係を詳細に調べることがもとより、関連する法律の規定を明らかにする必要がある。そして、カナダの場合には、代表的ないくつかの州毎に判例の見解を検討するのが理解に便宜であつたし、反対にアメリカの場合は、州毎にでなく、判例の見解によって大きく二つに別けさらにそれぞれを理論づけのちがひによつて細分するという方法が適切であつた。このように、いろいろの角度から検討を試みた結果として、参照できた資料の多いこともあつて、アメリカの場合の方が理論の展開が詳細であつたが、それにしても、カナダ・アメリカそれぞれについて、主題のもとで、判例によつて何か統一的な結論が得ら

れたかと問われるならば、否定的な答えしか出てこないのが実情というしかない。だが、いわゆる「新しい財産」という概念からすれば、学位や専門の免許・資格などはまさにこれに含まれると考えるのが妥当であろうし、そうだとすれば、離婚に際しては、婚姻中に夫婦の一方がこれらを取得するについて、他方の行った寄与をなんらかの方法で正当に評価し、それを実質的に他方に帰属させるべきであるというのが衡平の見地からする要請ではなからうか。いくつかの州の法律にみられるように、扶助料の支払いの問題について、金額を決定するのに考慮すべき要因の一つとして、他方の行った寄与を明記するのも一つの方法にはちがいない。だが、寄与に対して誠実に報償を取得させるためには、扶助料の問題に先立って、それとは別個に、離婚の際に分配の対象となるべき夫婦財産ないし家族財産に含まれるものとして解決するのが最善の方法ではないかと思われる。だが、現在までのところ、この趣旨を法律で明記するものはほとんど見当らない。

(1) N. Bala, *Family Law in Canada and U. S. Different visions of similar realities*, *International J. of Law and Family*, vol. 1, no. 1, p. 19. (1987)